

阿久根市障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

(素案)

令和6年 月 日
阿久根市 福祉課

阿久根市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスイメージがあります。また障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本市では、障がいのある人やそのご家族の皆さんへの思いを大切にし、これまでの「阿久根市障がい者計画」や「阿久根市障がい福祉計画」では「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2) 何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツ等)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい等)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人、医学用語等

はじめに

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	6
4. 計画の対象と範囲	6
5. 計画の策定体制	7
第2章 阿久根市の現状	8
1. 統計データから見る阿久根市の現状	8
2. アンケートから見る阿久根市の現状	20
第3章 計画の基本的な考え方	38
1. 基本理念	38
2. 基本的視点	39
3. 施策体系	41
第4章 障がい者計画	42
1. 啓発・広報・コミュニケーションの充実	42
2. 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	45
3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	48
4. 保健・医療の体制の充実	52
5. 療育・教育・文化・スポーツ等の推進	55
6. 雇用・就業機会の確保	59
7. 安全・安心な生活環境の整備・充実	62
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	65
1. 計画の基本方針	65
2. 前期計画の成果目標の評価	67
3. 成果目標の設定	72
4. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	82
5. 障がい児サービスの見込量と確保方策	92
6. 地域生活支援事業の推進	95
第6章 計画の推進体制	102
1. 計画の推進のために	102
2. 推進体制の整備	103
資料編	104
1. 阿久根市障がい福祉計画等策定委員名簿	105
2. 用語集	106

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合う共生社会の実現が求められています。

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障がいのある人や高齢者、生活困窮者等は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会を喪失し、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要とされるようになりました。

国においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を令和3年5月に改正し、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へと変更しました。

また、令和4年9月には、障害者の権利に関する条約に基づき、日本政府が国際連合の障害者の権利に関する委員会に提出した報告書に対する総括所見が示され、この中で、差別解消法における救済の仕組み、脱施設、インクルーシブ教育※などを始めとする多くの課題について、改善勧告がなされました。

その後も、障がいのある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には国が第5次障害者基本計画を策定しました。共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

阿久根市（以下「本市」）においても、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、「阿久根市障がい者計画」、「阿久根市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を令和3(2021)年3月に策定し、障がいのある人に関する各種施策を推進してきました。

この度、「阿久根市障がい者計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間満了に当たり、障がい者福祉制度に係る法改正等の社会動向や本市の実情を踏まえた「阿久根市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的、計画的に推進していきます。

文中の※については巻末の用語集にて説明しています。ご参照ください。（以降のページも同じ）

◆国の障がい福祉施策をめぐる近年の動向

令和3年 6月	改正「障害者差別解消法」公布 ※民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定める。
9月	「医療的ケア児支援法」施行 ※医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的とする。
令和4年 5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 ※障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
12月	「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」公布 ※基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定める。
令和5年 3月	「障害者基本計画（第5次）」策定 ※障がいのある人を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障がいのある人への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障がいのある人の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
5月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」告示

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）（令和5年5月19日付け障企発0519第1号・こ支障発第14号）の主な改正内容■

3. 基本指針の見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

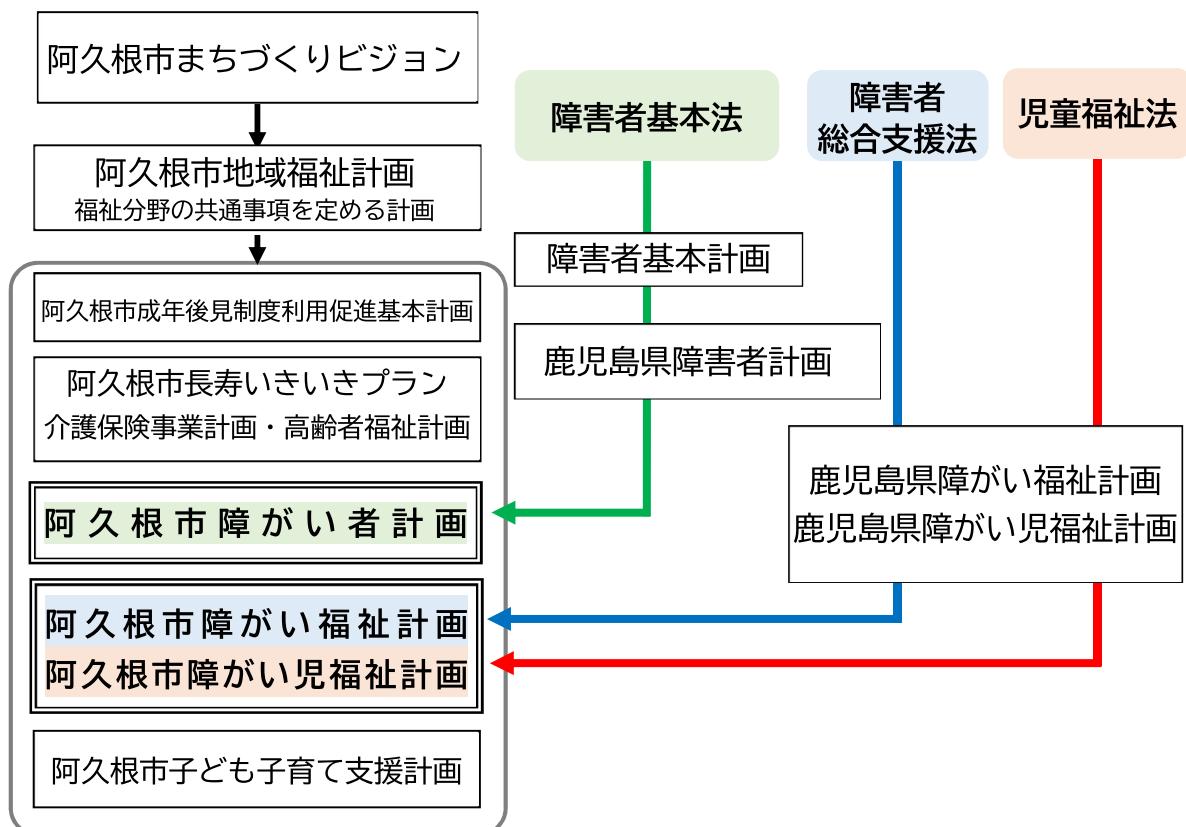
2. 計画の位置づけ

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。市における障がいのある人のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定められた「市町村障害児福祉計画」となり、この3つの計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は、上位計画である「阿久根市まちづくりビジョン」や「阿久根市地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。

◆上位・関連計画、根拠法



○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

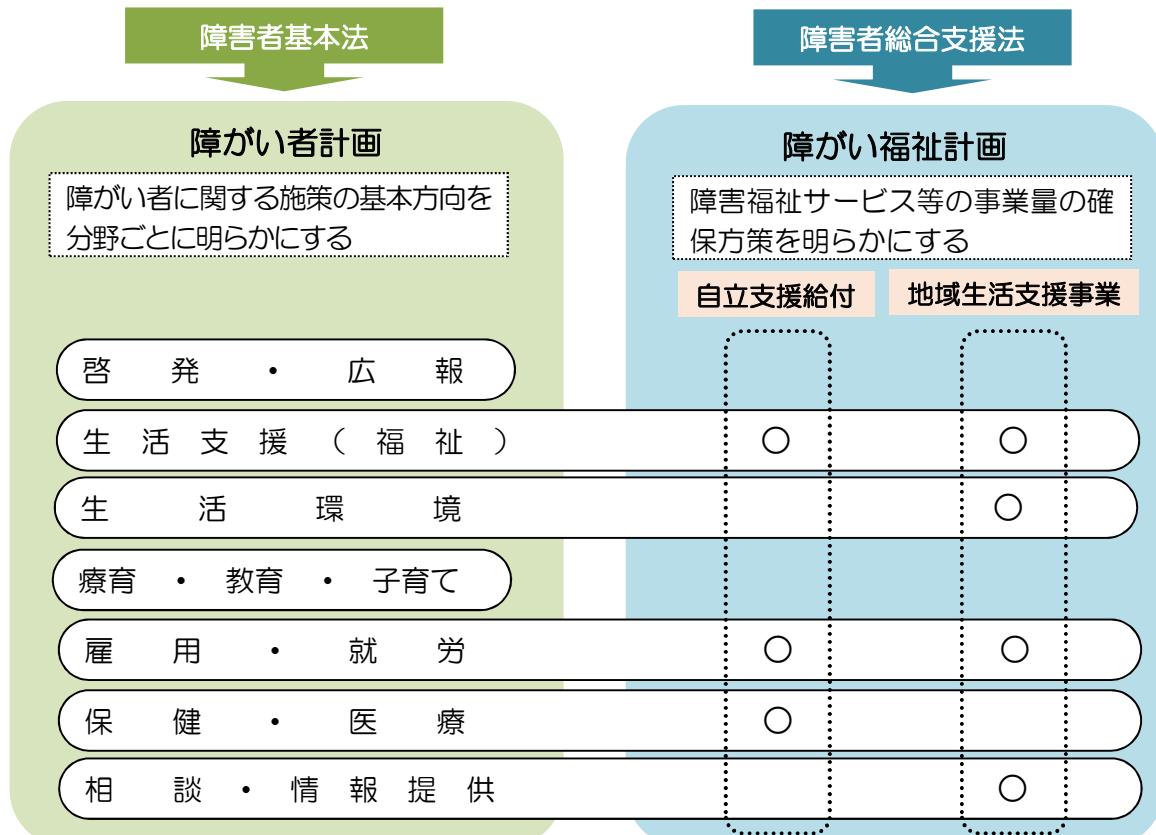
○児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆障がい者計画と障がい福祉計画の関係

「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法で、「市町村障がい者計画」その他の法律の規定による計画であって障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれなければならないとされており、平成24（2012）年度版障がい者白書で、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の具体的な関係として、「障がい者計画」に掲げる「生活支援」等の事項の中で、障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置づけとして作成することが適当であるとされています。



3. 計画期間

本市では、「障がい者計画」と「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の整合性を図って施策展開するために、次のとおり計画年度を設定しています。

① 障がい者基本計画

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度まで（6年間）

② 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3年間）

※障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、3年間を基本として柔軟な期間設定が可能となりました。今期計画は障がい者計画との整合性を図るため3年間とします。

R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度	R11 (2029) 年度
障がい者計画			障がい者計画					
障がい福祉計画 (第6期)		障がい福祉計画 (第7期)		障がい福祉計画 (第8期)				
障がい児福祉計画 (第2期)		障がい児福祉計画 (第3期)		障がい児福祉計画 (第4期)				

4. 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がいのある人」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

また、「障がい児」と区分している場合は、18歳未満の障がいのある幼児・児童生徒のこととしますが、区分していない場合には年齢は問わないものとします。

5. 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

障がいのある人等の生活実態や障がい福祉サービスの利用意向、行政に対する要望を把握するため、障がいのある人等（障害者手帳所持者、障がい児通所支援利用者）に対するアンケート調査を実施しました。

また、障がい者雇用の現状や雇用する企業・事業所側のニーズ、障がいのある人に対するイメージ等を把握するため、市内の企業・事業所に対するアンケート調査を実施しました。

調査名称	調査対象	調査方法 調査期間	回収結果
阿久根市福祉に関するアンケート調査	市内在住の障害者手帳所持者、障がい児通所支援利用者（保護者）	郵送による配付・回収 令和5年10月6日～令和5年10月27日	配布908人 回収360人 回収率39.6%
阿久根市障がい者雇用に関するアンケート調査	市内の企業・事業所	郵送による配付・回収 令和5年10月6日～令和5年10月27日	配布70人 回収42人 回収率58.6%

(2) 阿久根市障がい者計画等策定委員会の設置

計画案を検討するため、保健、医療、福祉及び労働の関係者のほか、障がいのある人、障がい者団体関係者、学識経験者等を委員とする「阿久根市障がい者計画等策定委員会」を設置し、協議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

委員会名称	開催日	議事内容
第1回策定委員会	令和5年 11月27日	・第6期計画の目標値に係る利用実績について ・計画策定の概要及び策定方針 ・アンケート調査結果について ・今後のスケジュール
第2回策定委員会	令和6年 1月10日	・計画素案について
第3回策定委員会	令和6年 2月8日	・パブリックコメントの実施報告 ・計画成案の承認 等

(3) パブリックコメントの実施

市民に開かれた委員会として、令和6年●月●日から同年●月●日までの期間に本計画案を広く公表し、その案に対しての意見や要望の意見募集を行いました。

第2章 阿久根市の現状

1. 統計データから見る阿久根市の現状

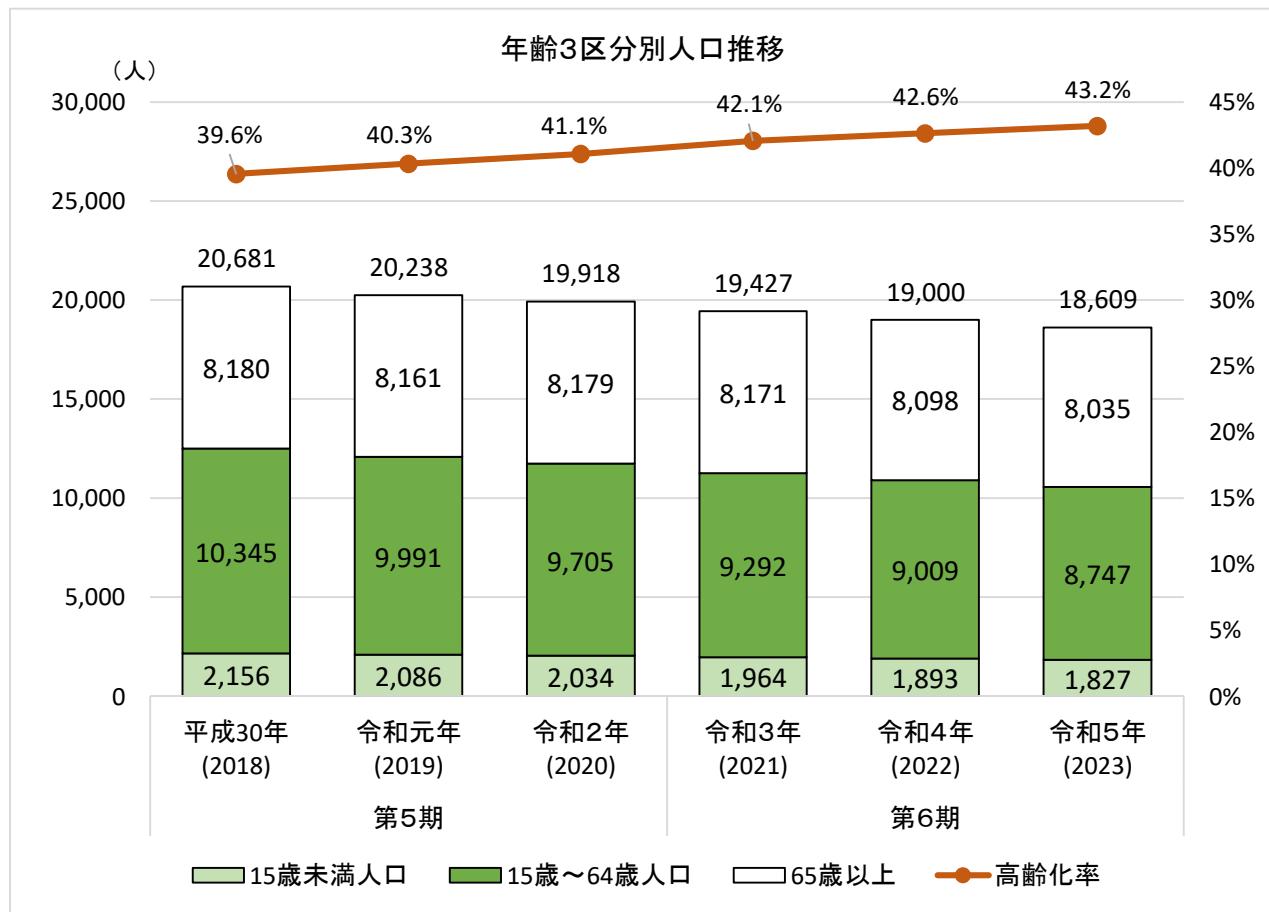
(1) 人口の状況

①年齢3区分人口の推移

本市の人口は年々減少しており、令和5年では 18,609 人となっています。

年齢3区分別でみると、3区分ともに減少しており、特に「15歳未満」と「15歳～64歳」の減少率が高く、高齢化率は 43.2% となっています。

今後も減少傾向が続くと見込まれ、高齢化がさらに進展することが予測されます。



出典：住民基本台帳（各年 10月1日現在）

(2) 障がいのある人の状況

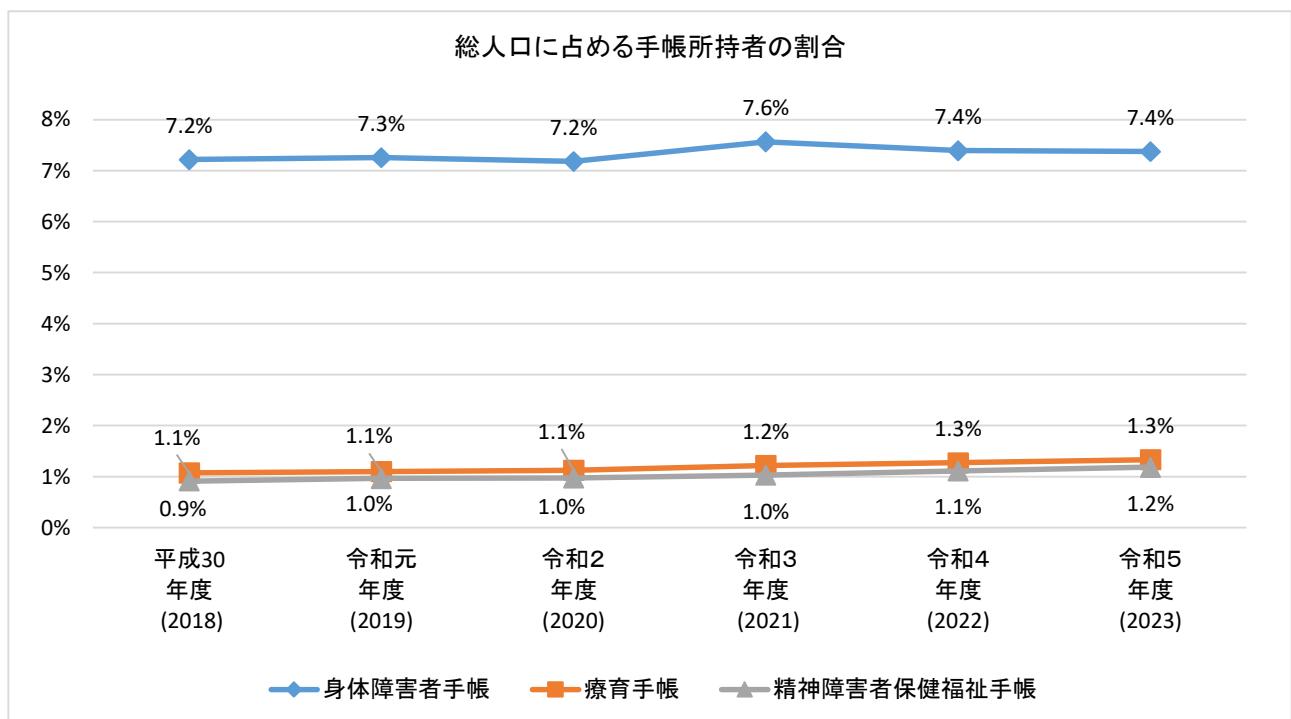
①各手帳所持者数の推移

本市の障がいのある人の数の推移を手帳所持者数でみると、年々減少傾向にあり、令和5年には1,840人となっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数が最も多くなっていますが、人口減少に伴い年々減少しています。

総人口に対する割合は、身体障害者手帳所持者が横ばい傾向、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

	平成30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和2 年度 (2020)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)
総人口	20,681	20,238	19,918	19,427	19,000	18,609
手帳所持者総数	1,903	1,886	1,848	1,906	1,857	1,840
身体障害者手帳	1,492	1,468	1,430	1,469	1,404	1,372
総人口に対する割合	7.2%	7.3%	7.2%	7.6%	7.4%	7.4%
療育手帳	222	223	224	237	242	248
総人口に対する割合	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%
精神障害者保健福祉手帳	189	195	194	200	211	220
総人口に対する割合	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%



②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和5年度現在で 1,372 人であり、3年前の令和2年度の 1,430 人と比較して 58 人の減少となっています。

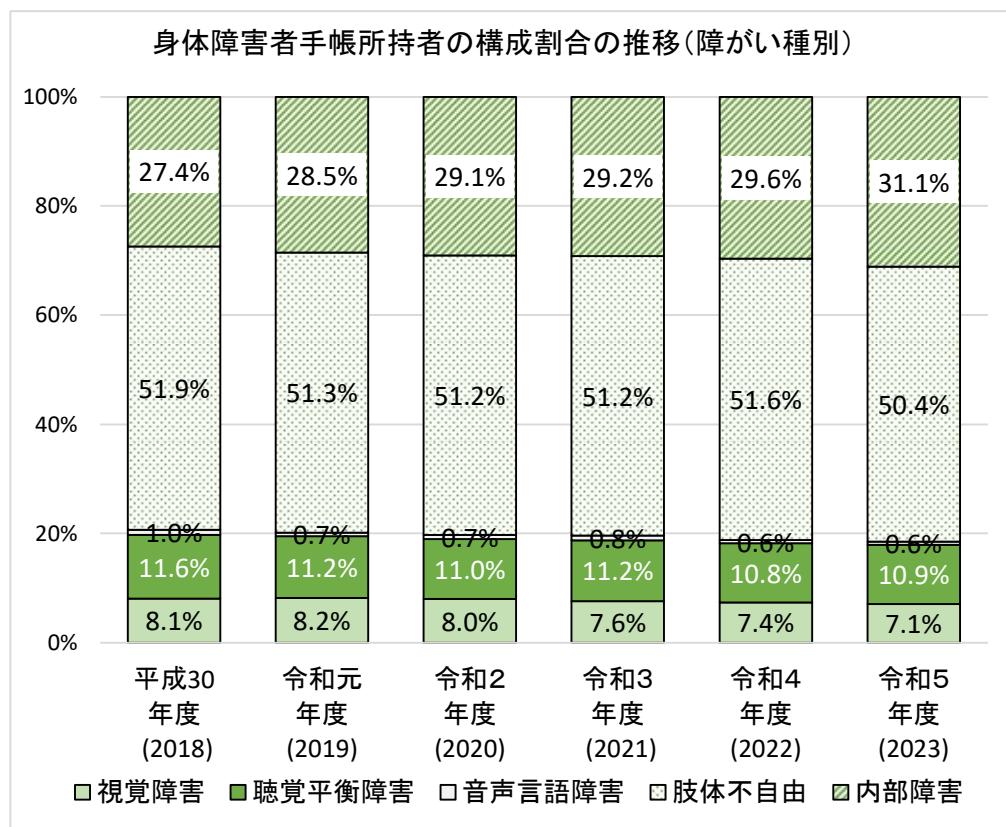
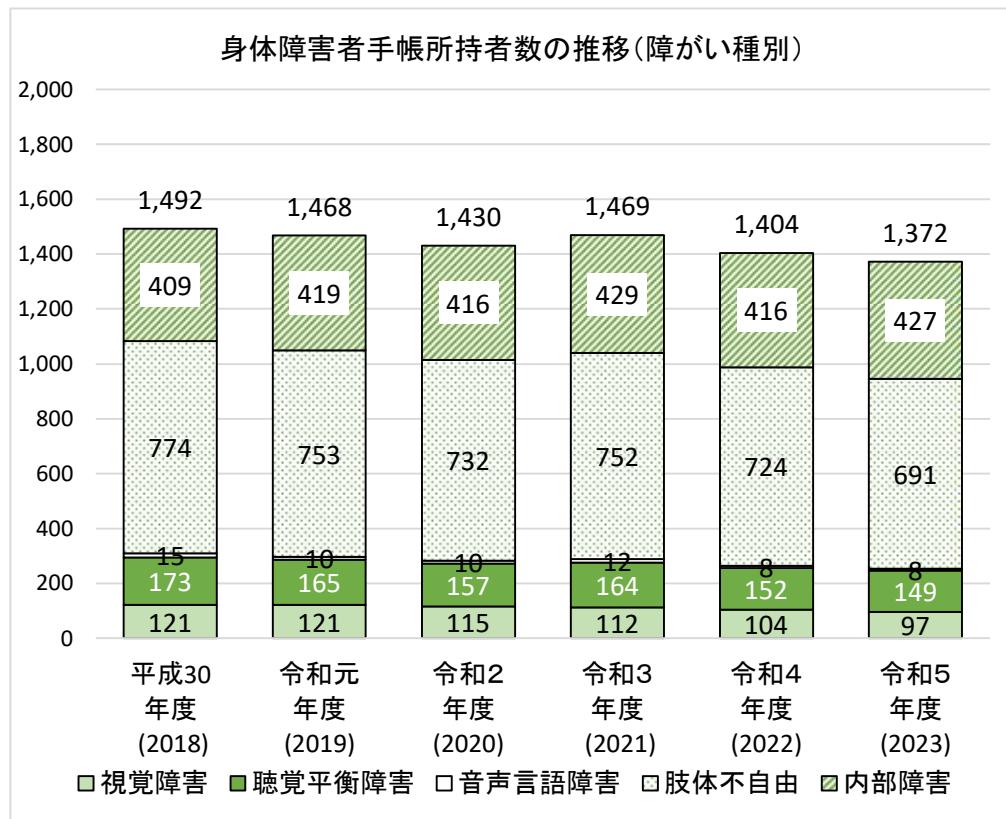
障がい程度別でみると、全ての障がい程度で概ね減少傾向となっています。また、令和5年度の重度（1、2級）の占める割合は45.1%となっています。

障がい種別でみると、肢体不自由が最も多く、約5割を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

		平成30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和2 年度 (2020)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)
年代別	18歳未満	16	15	14	14	11	14
	18～64歳	288	287	270	254	245	231
	65歳以上	1,188	1,166	1,146	1,201	1,148	1,127
障害程度別	1級	429	432	431	443	414	418
	2級	252	253	244	235	219	201
	3級	229	216	209	221	215	212
	4級	348	335	322	334	332	327
	5級	85	82	78	83	78	68
	6級	149	150	146	153	146	146
障害種別	視覚障害	121	121	115	112	104	97
	聴覚平衡障害	173	165	157	164	152	149
	音声言語障害	15	10	10	12	8	8
	肢体不自由	774	753	732	752	724	691
	内部障害	409	419	416	429	416	427
合 計		1,492	1,468	1,430	1,469	1,404	1,372

出典：福祉課（各年度 10 月末現在）



③療育手帳所持者の状況

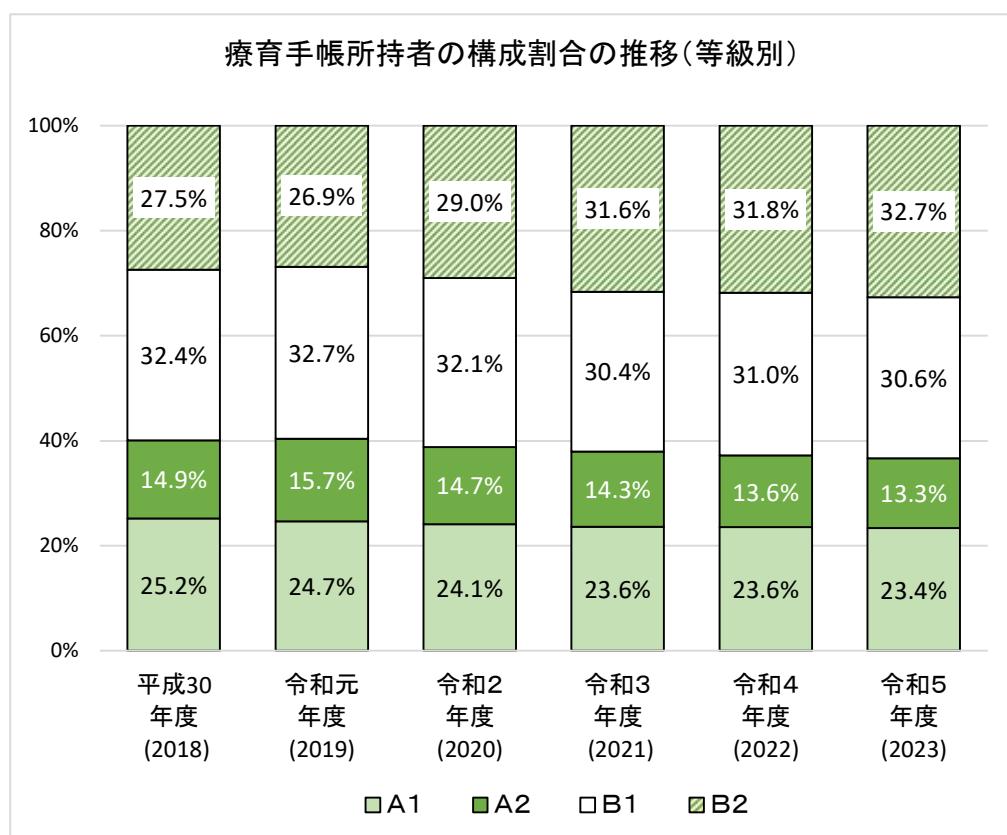
療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年度現在で248人であり、3年前の令和2年度の224人と比較して24人の増加となっています。

障がい程度別でみると、B1、B2（軽度）の所持者数が増加傾向となっています。

■療育手帳所持者数の推移

		平成30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和2 年度 (2020)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)
年代別	18歳未満	35	36	35	40	44	45
	18～64歳	156	154	156	166	169	172
	65歳以上	31	33	33	31	29	31
障害程度別	A1	56	55	54	56	57	58
	A2	33	35	33	34	33	33
	B1	72	73	72	72	75	76
	B2	61	60	65	75	77	81
合計		222	223	224	237	242	248

出典：福祉課（各年度10月末現在）



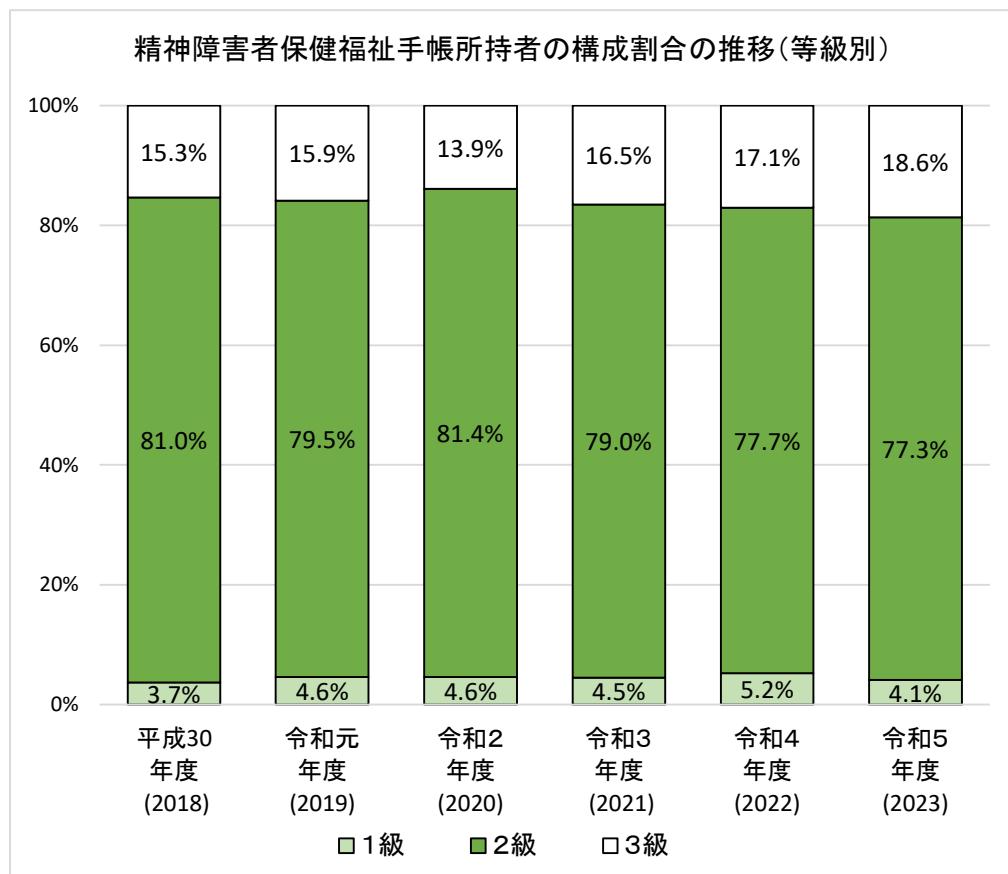
④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和5年度現在で220人であり、増加傾向となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

		平成30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和2 年度 (2020)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)
年代別	18歳未満	1	1	3	3	4	7
	18～64歳	142	141	138	142	149	158
	65歳以上	46	53	53	55	58	55
障害程度別	1級	7	9	9	9	11	9
	2級	153	155	158	158	164	170
	3級	29	31	27	33	36	41
合計		189	195	194	200	211	220

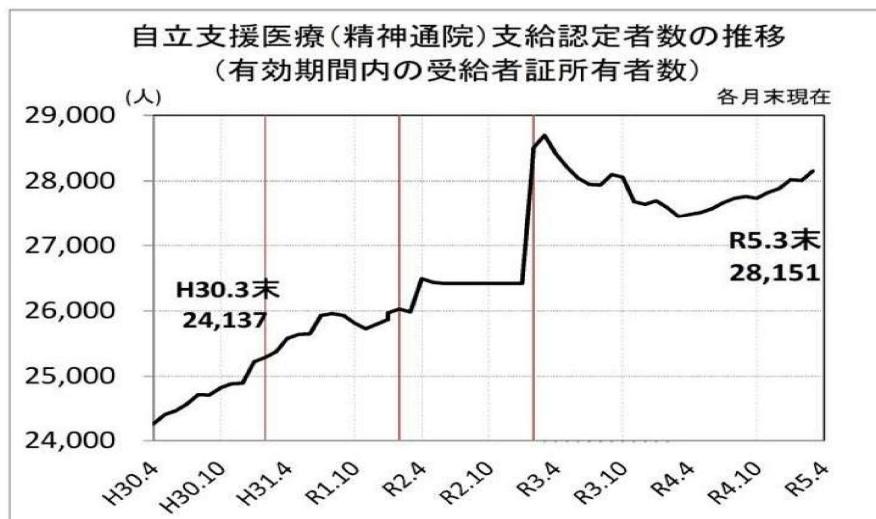
出典：福祉課（各年度10月末現在）



⑤自立支援医療^{※1}受給対象者数の推移

自立支援医療の利用者数の推移をみると、令和5年度までは増加傾向となっています。

※自立支援医療・・・身体障がいのある人のための「更生医療」、障がいのある児童のための「育成医療」、及び精神障がいのある人のための「精神通院医療」の総称で、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、公費で医療費負担額を軽減しています。ここでは「精神通院のみ」の記載となります。



出典：精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費（精神通院）

マニュアル（取扱編） 令和5年6月 精神保健福祉センター

更生医療	更生医療は、身体障がいのある人に対して医療を給付することにより、その障がいを除去又は軽減し、日常生活能力を回復させることを目的として行われる医療。 (例)変形性関節症による肢体不自由による人工関節置換術・腎臓機能障害による人工透析 など
育成医療	育成医療は、障がいのある児童又は将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対して医療を給付することにより、その障がいを除去又は軽減し、生活能力を得ることを目的として行われる医療。 (例)口唇口蓋裂による歯科矯正など
精神通院医療	精神通院医療は、統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行うもの。

⑥難病患者の状況

原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれのある疾病のことを難病と言います。長期療養が必要で患者の負担が大きい難病は、110 疾病が指定され平成 27(2015) 年 1 月から医療費助成が開始されました。現在は、306 疾病を対象に、医療費の助成が行われています。

また、障害者総合支援法の対象となる疾病についても見直しが行われ、366 種となっています。

県内の特定医療費（指定難病）受給者証所持者数をみると、平成 29 年度からの 5 年間で年度によりばらつきはありますがおおむね増加傾向にあります。

■特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
患者数(人)	13,291	13,330	13,745	15,088	14,826
対象疾病数	330	331	333	333	338

出典：鹿児島県障がい者計画（第5次）（各年度3月31日現在）

⑦障がい児の療育、就学の状況

ア. 障がい児通所サービス等受給者数

	第5期			第6期		
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
児童発達支援	35	37	41	40	36	33
放課後等 デイサービス	38	40	42	52	53	57
保育所等訪問支援	1	0	0	0	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0
合 計	74	77	83	92	89	91

出典：福祉課（各年度5月1日現在）

イ. 障がい児通所サービス等受給者数の年齢層別内訳

	第5期			第6期		
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
0歳～3歳	6	10	7	6	6	7
4歳～6歳	30	27	34	34	30	26
7歳～12歳	25	26	30	38	41	44
13歳～17歳	13	14	12	14	12	14
合 計	74	77	83	92	89	91

出典：福祉課（各年度5月1日現在）

ウ. 小、中学校の特別支援学級在籍者状況

【知的障がい学級】

		第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
小学校	学級数	9	7	10	11	12	13
	人数	43	34	51	52	55	60
中学校	学級数	3	3	3	5	4	4
	人数	10	10	9	20	23	23
合 計	学級数	12	10	13	16	16	17
	人数	53	44	60	72	78	83

出典：学校教育課（各年度5月1日現在）

【自閉症・情緒障がい学級】

		第5期			第6期		
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
小学校	学級数	7	8	10	15	15	13
	人数	37	36	54	63	67	63
中学校	学級数	4	4	3	3	3	3
	人数	14	11	12	13	18	18
合 計	学級数	11	12	13	18	18	16
	人数	51	47	66	76	85	81

出典：学校教育課（各年度5月1日現在）

工. 特別支援学校の在籍者状況

【県内の状況】

	第5期			第6期		
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
小学部	777	838	892	951	999	1,041
中学部	519	526	529	574	619	644
高等部	822	818	869	867	869	865
合 計	2,118	2,182	2,290	2,392	2,487	2,550

出典：学校教育課（各年度5月1日現在）

【出水特別支援学校の状況】

	第5期			第6期		
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
小学部	88	95	96	93	99	109
中学部	59	63	60	63	65	59
高等部	77	70	78	81	85	82
合 計	224	228	234	237	249	250

出典：学校教育課（各年度5月1日現在）

(3) 障がい福祉サービス提供事業所の整備状況

障がい福祉サービス提供事業所の整備状況は、下表のとおりです。

令和2年9月の状況と比較すると、居宅介護、生活介護、共同生活援助、障害児相談支援が増加した一方、短期入所、地域移行支援、地域定着支援が減少し、全体で1事業所数の増となっています。

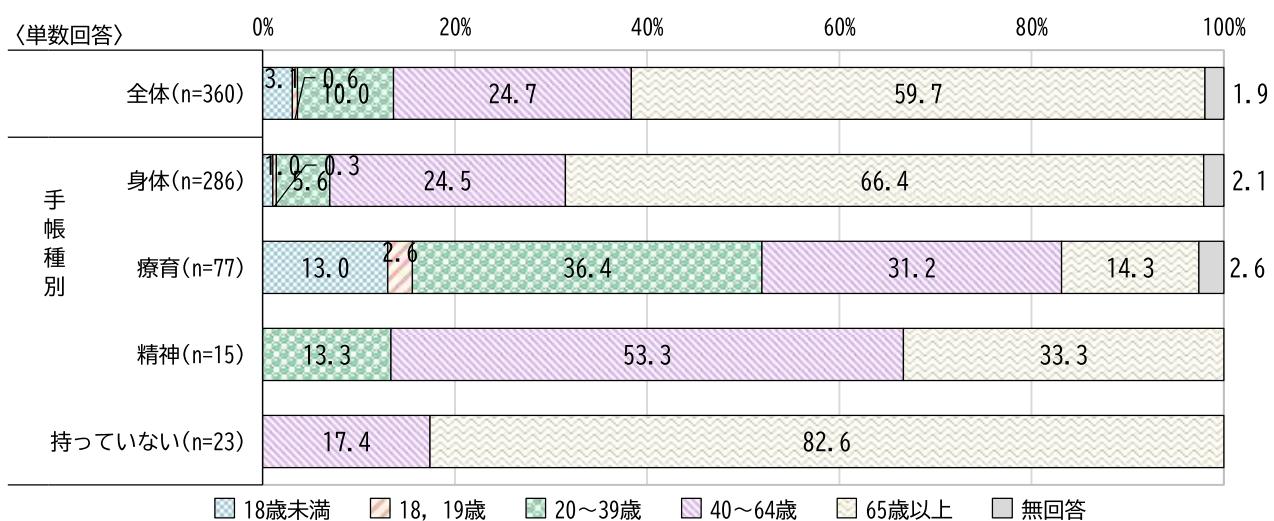
		令和2年9月 事業所数	令和5年9月 事業所数	増減数
訪問系	居宅介護	3	4	1
	重度訪問介護	3	3	0
	同行援護	0	0	0
	行動援護	0	0	0
日中活動系	生活介護	3	4	1
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0
	就労移行支援（一般型）	1	1	0
	就労継続支援（A型）	2	2	0
	就労継続支援（B型）	4	4	0
	療養介護	0	0	0
	短期入所	3	2	-1
居住系	共同生活援助	1	2	1
	施設入所支援	1	1	0
その他	計画相談支援	3	3	0
	地域移行支援	1	0	-1
	地域定着支援	1	0	-1
障がい児支援	児童発達支援	2	2	0
	放課後等ティーサービス	4	4	0
	保育所等訪問支援	2	2	0
	障害児相談支援	3	4	1
合計		37	38	1

2. アンケートから見る阿久根市の現状

(1) 回答者の属性

①年齢

【障がいのある人】



(2) 主な回答結果

① 現在の暮らしについて

障がいのある人等の将来における重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の整備が必要となっています。

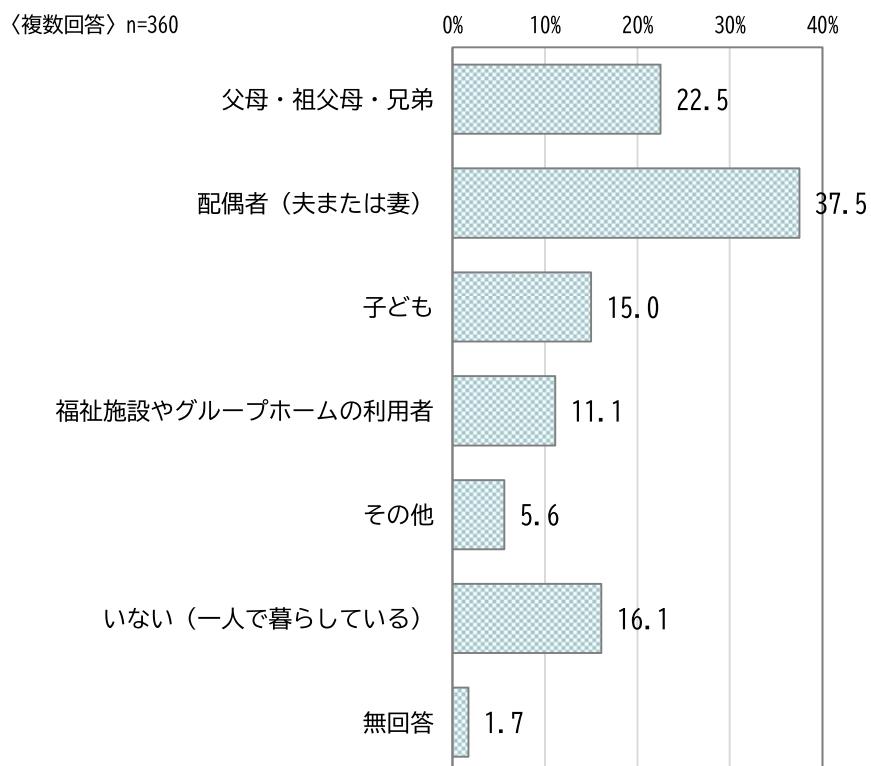
○現在、一緒に暮らしている人については、「配偶者（夫または妻）」が37.5%と最も高く、次いで、「父母・祖父母・兄弟」が22.5%、「いない（一人で暮らしている）」が16.1%となっています。

○主な介助者については、「ホームヘルパーや施設の職員」が36.9%と最も高く、次いで、「父母・祖父母・兄弟」が30.7%、「配偶者（夫または妻）」が19.3%となっています。

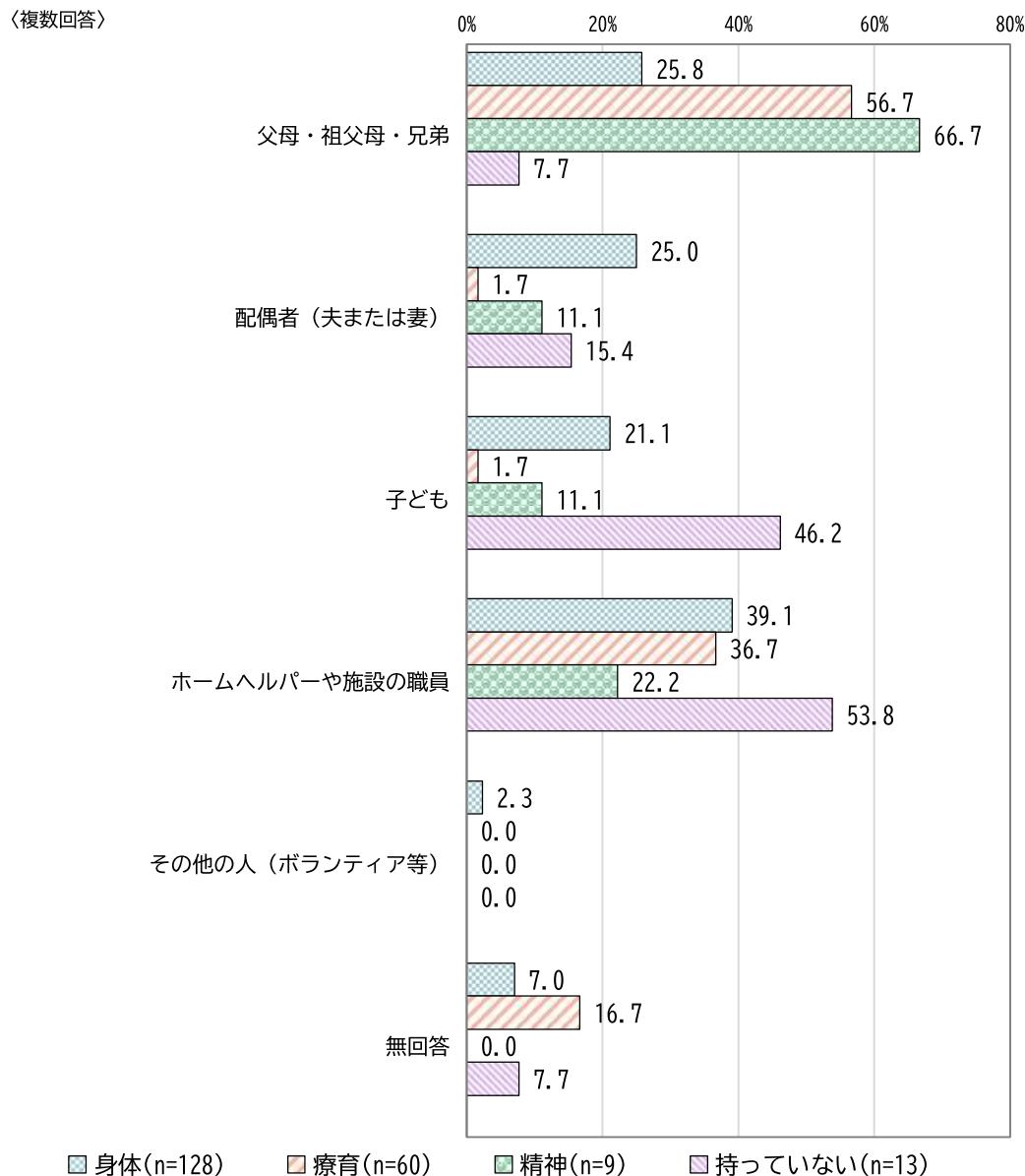
○主な介助者の方の年齢については、「60～69歳」が32.7%と最も高く、次いで、「70～79歳」が20.4%、「50～59歳」が15.9%となっています。

○今後3年以内の希望する暮らし方については、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が43.6%と最も高く、次いで、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が19.2%、「一人で暮らしたい」が16.1%となっています。

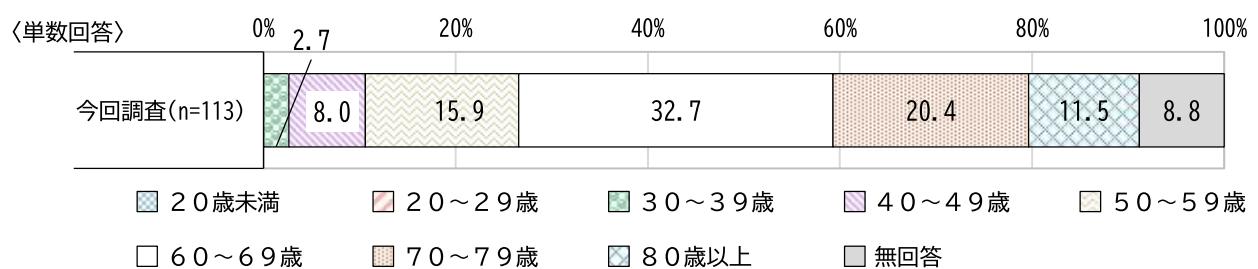
【一緒に暮らしている人（複数回答）】



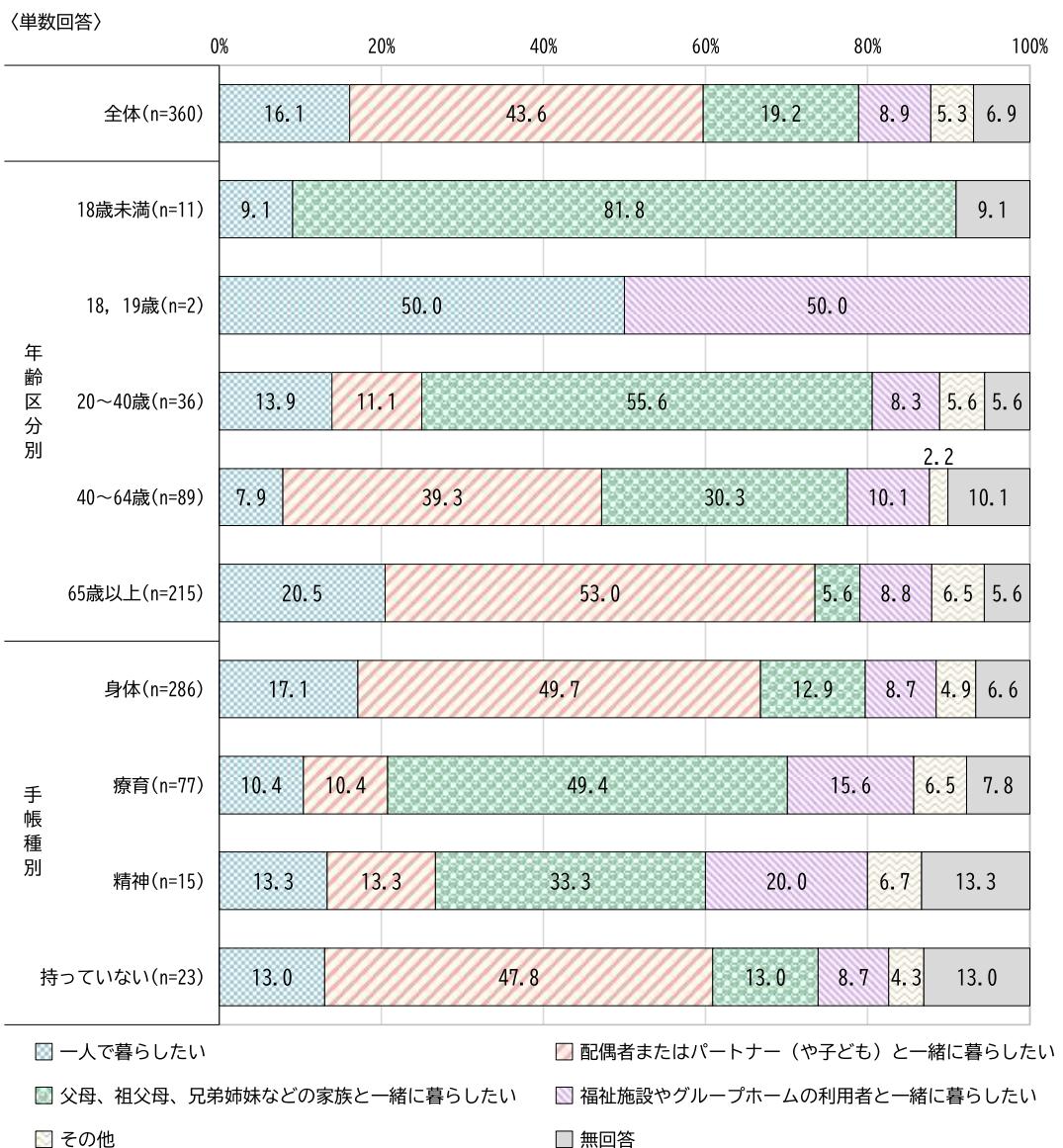
【主な介助者（手帳種別）】



【主な介助者の年齢】



【今後3年以内の希望する暮らし】



※「現在の暮らし方」で「福祉施設」又は「病院に入院している」と回答した方のみ
 ※「その他」は、「今まま暮らしたい」

② 相談・情報について

多様なニーズや複合的な悩みや問題に対し、総合的・専門的に対応できる包括的な相談支援体制が必要とされています。

また、悩みや困りごとの主な相談先として民間や公的相談窓口を挙げる障がいのある人が少なくなっていることから、相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らない人も存在しているものと考えられるため、広報・周知の必要性があります。

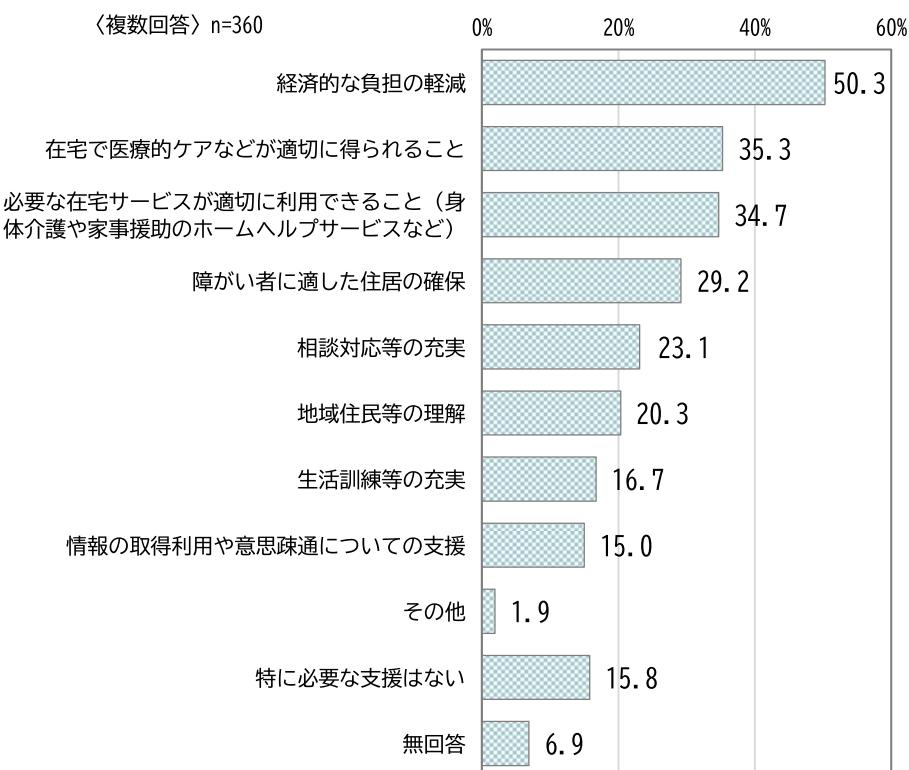
また、自立した生活を支えるために情報提供体制の充実が必要となっています。

○地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が50.3%と最も高く、次いで、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が35.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること（身体介護や家事援助のホームヘルプサービスなど）」が34.7%となっています。

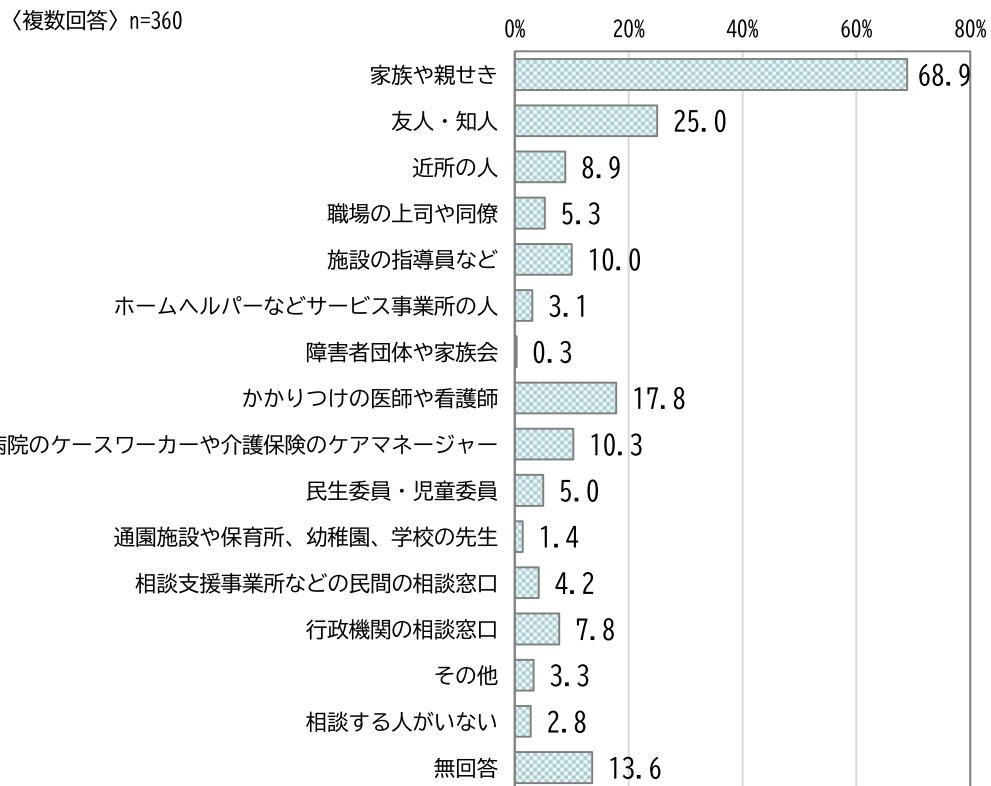
○悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が68.9%と最も高く、次いで、「友人・知人」が25.0%、「かかりつけの医師や看護師」が17.8%となっています。

○一方、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」や「行政機関の相談窓口」の割合は低くなり、また「相談する人がいない」という人も存在しています。

【地域で生活するために必要な支援（複数回答）】



【普段、悩みや困ったことの相談相手（複数回答）】



③ 日中活動・就労・雇用について

外出頻度が少ない人の外出しない（できない）理由を把握し、ニーズにあった外出支援を検討していく必要があります。

今後「収入を得る仕事をしたい」と思っている40歳以下の人が多くなっていることから、障がいのある人が自分らしく自立するための働く環境づくりが必要となっています。

また、就労後の不安に対し、継続した支援が必要とされていることが分かります。

○1週間の外出頻度については、「めったに外出しない」が13.6%、「まったく外出しない」が11.4%と4人に1人の外出機会が少なくなっています。特に、健精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が高くなっています。

○外出する時に困ることについては、「特にない」が40.9%と最も高く、次いで、「公共交通機関が少ない（ない）」が20.8%、「道路や駅に階段や段差が多い」が16.2%となっています。

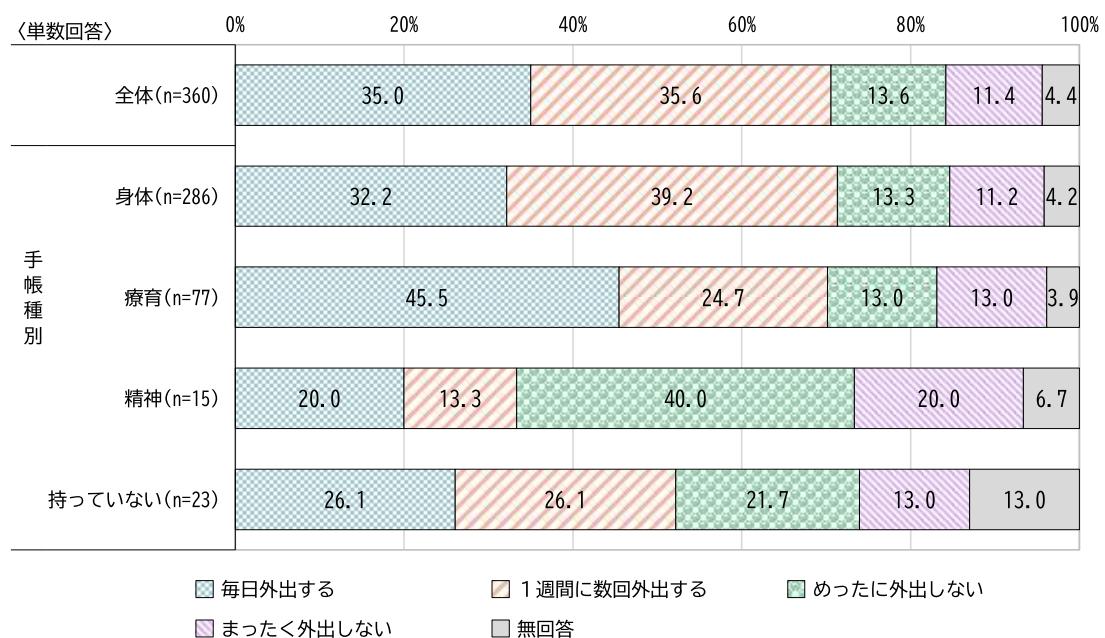
○平日の日中の過ごし方について、年齢区分別にみると18~40歳では「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型、B型も含む）」が最も高くなっています。また、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」人の割合を手帳種別でみると、「身体」が18.5%、「療育」9.1%、「精神」が6.7%、「持っていない」が21.7%となっています。

○収入を得て仕事をしている人の就労形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が36.9%と最も高く、次いで、「自営業、農林水産業など」が24.6%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が23.1%となっています。

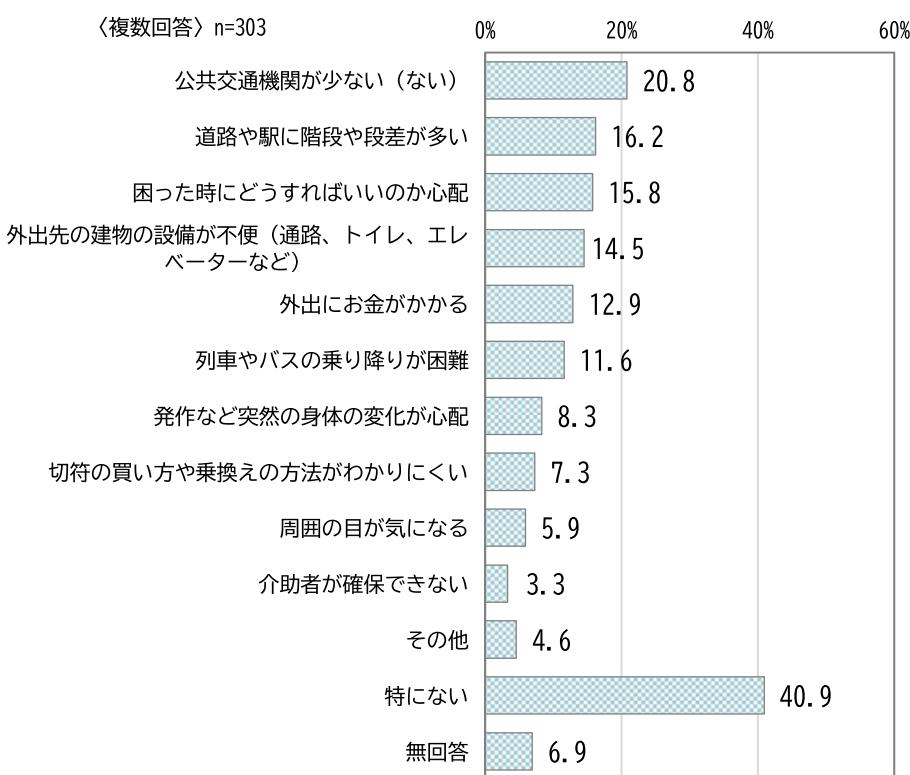
○今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについては、「仕事をしたい」が46.8%、「仕事をしたくない、できない」が44.3%となっています。

○障がいのある人の就労支援として必要なことについては、「職場の障がい者理解」が38.1%と最も高く、次いで、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が35.6%、「通勤手段の確保」が28.3%となっています。

【1週間の外出頻度】

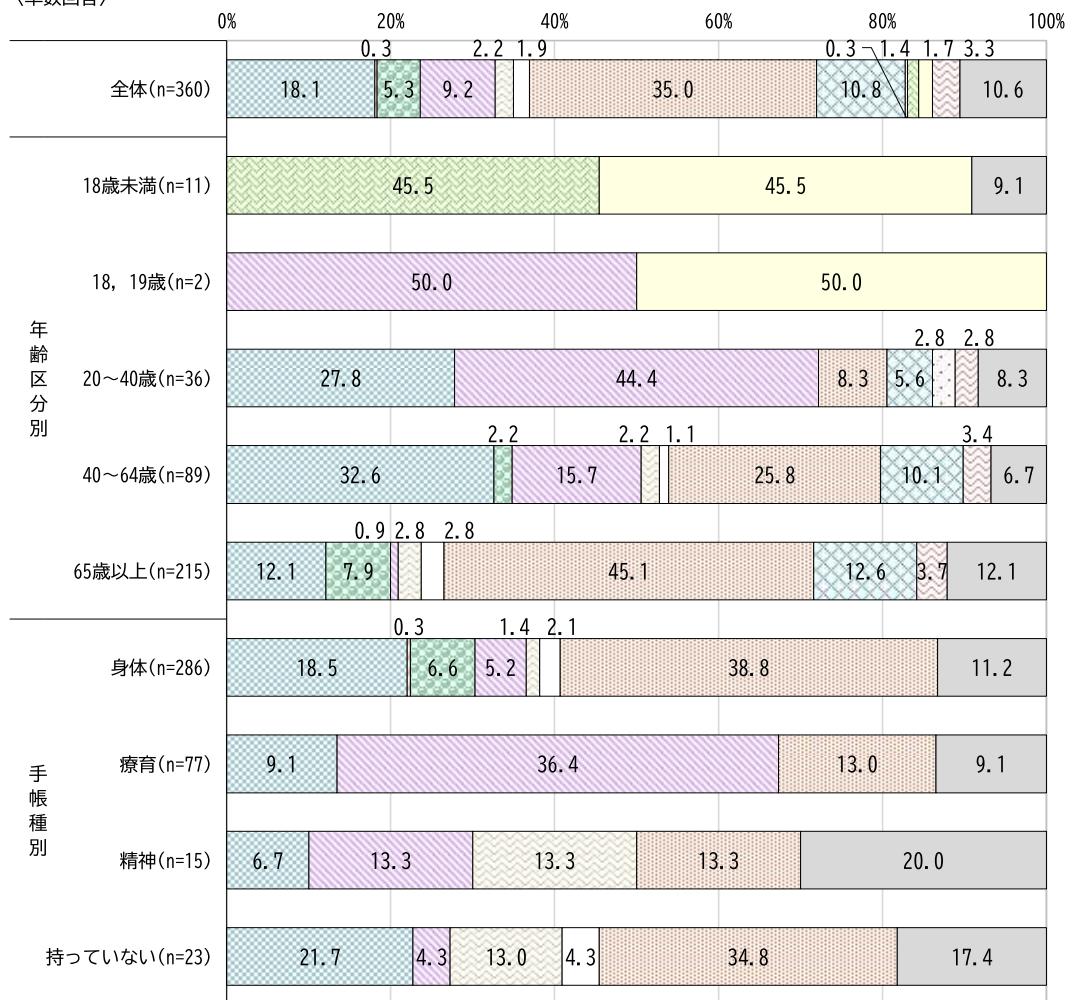


【外出する時に困ること (複数回答)】



【平日の日中の主な過ごし方】

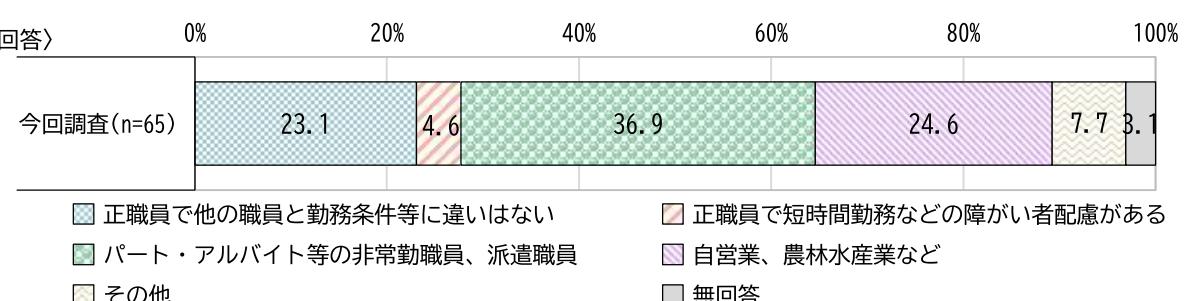
〈単数回答〉



- 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている
- ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている
- 専業主婦（主夫）をしている
- 福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型、B型も含む）
- 病院などのデイケアに通っている
- リハビリテーションを受けている
- 自宅で過ごしている
- 入所している施設や病院等で過ごしている
- 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
- 特別支援学校（小中高等部）に通っている
- 一般の高校、小中学校に通っている
- 幼稚園、保育所、障がい児通園施設などに通っている
- その他
- 無回答

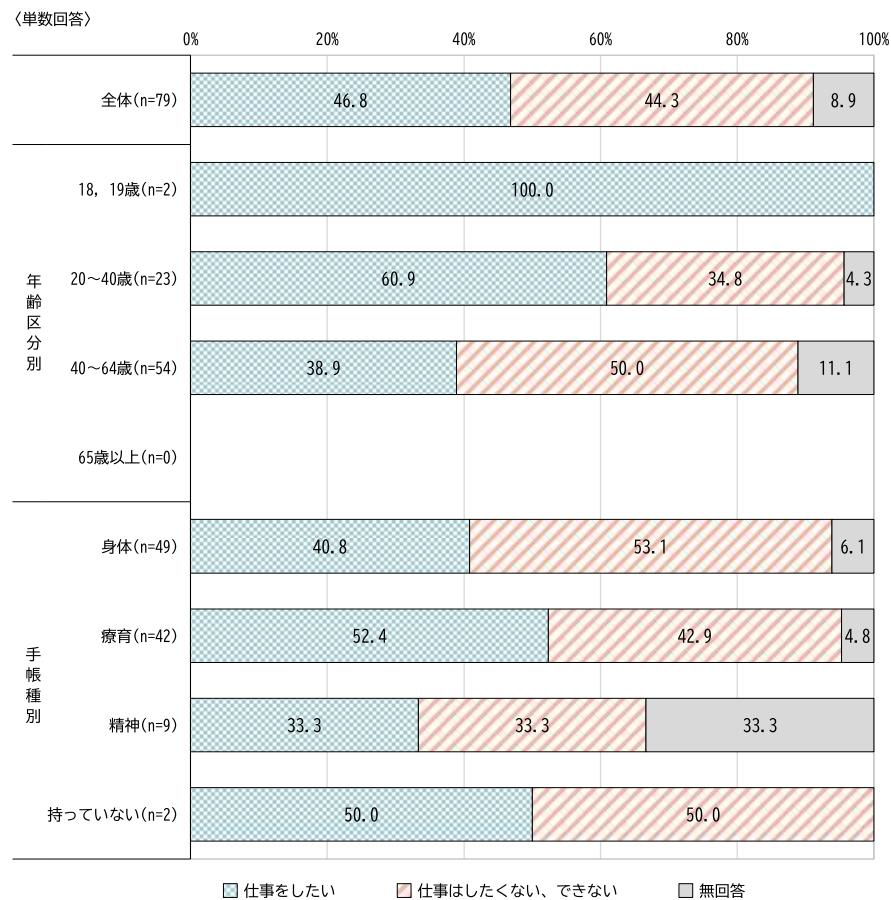
【収入を得て仕事をしている人の就労形態】

〈単数回答〉

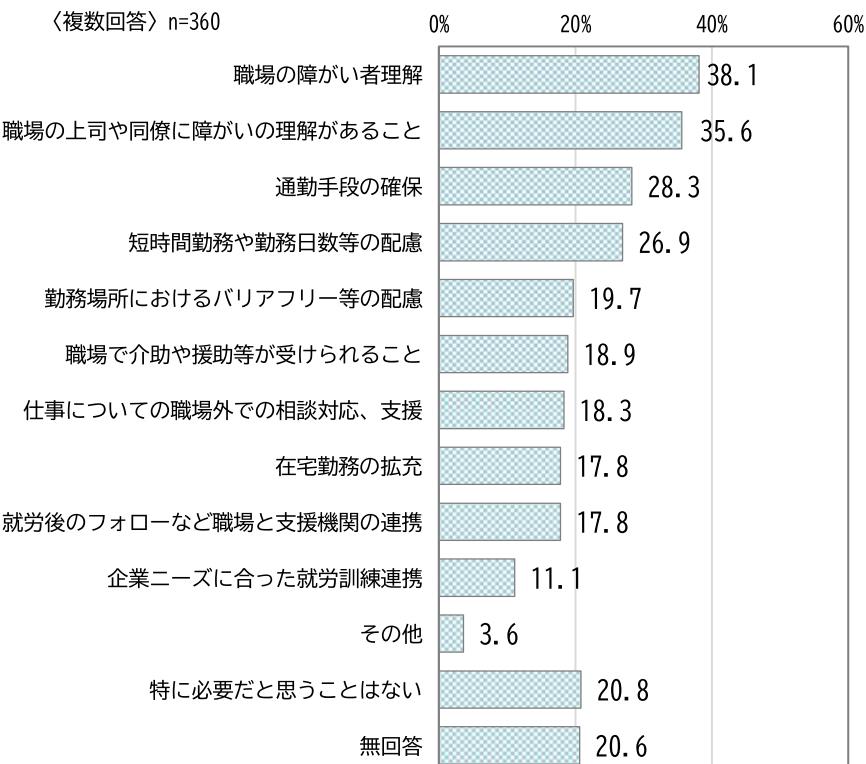


【今後の就労意向】

※「現在収入を得て仕事をしている」と回答した以外の方のみ



【就労支援として必要なこと（複数回答）】

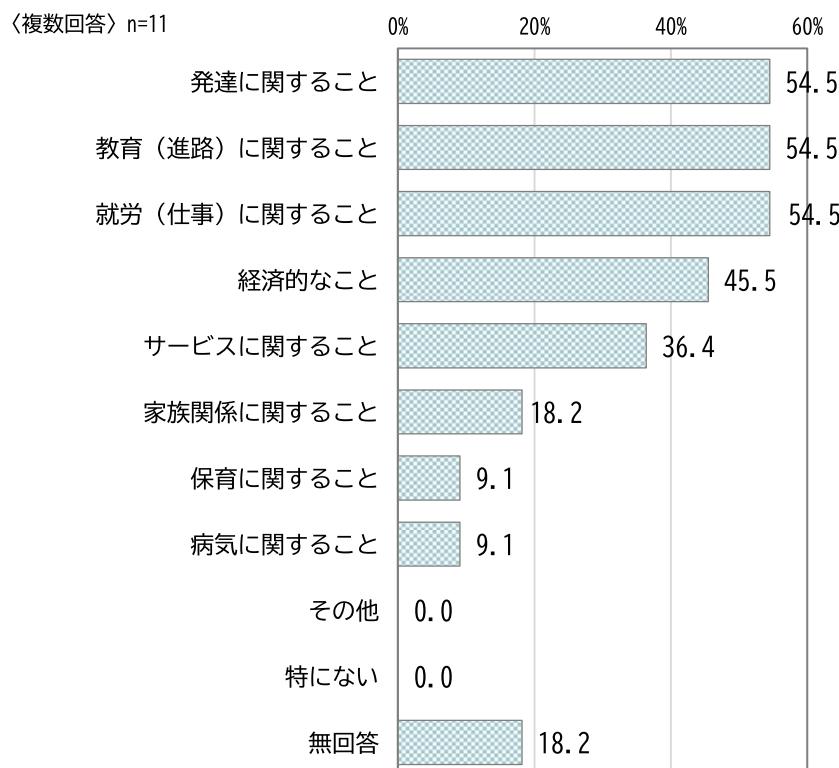


④ 障がい児支援について

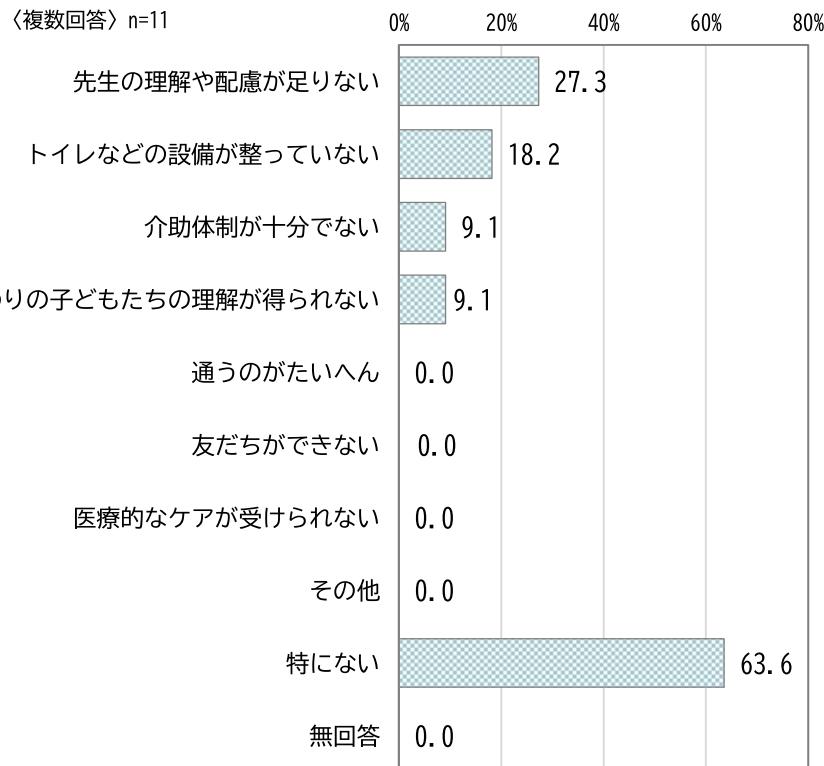
子どもの将来の就学や就労を心配する保護者が多くなっていることから、障がい児の自立に向けた周囲の理解や就労支援など包括的な支援体制の充実が求められています。

- お子様の悩みごとや心配ごとなどについては、「発達に関すること」と「教育（進路）に関すること」と「就労（仕事）に関すること」がともに54.5%と最も高くなっています。
- 保育所・幼稚園・学校などに通っていて困っていることについては、「特がない」が63.6%と最も高く、次いで、「先生の理解や配慮が足りない」が27.3%、「トイレなどの設備が整っていない」が18.2%となっています。
- 進路希望については、「指導員の指導を受けながら働く事業所」が54.5%と最も高く、次いで、「障がい者の雇用が多い事業所での就労」が45.5%、「企業などで的一般就労」と「自立に向けた訓練ができる施設への通所」がともに36.4%となっています。

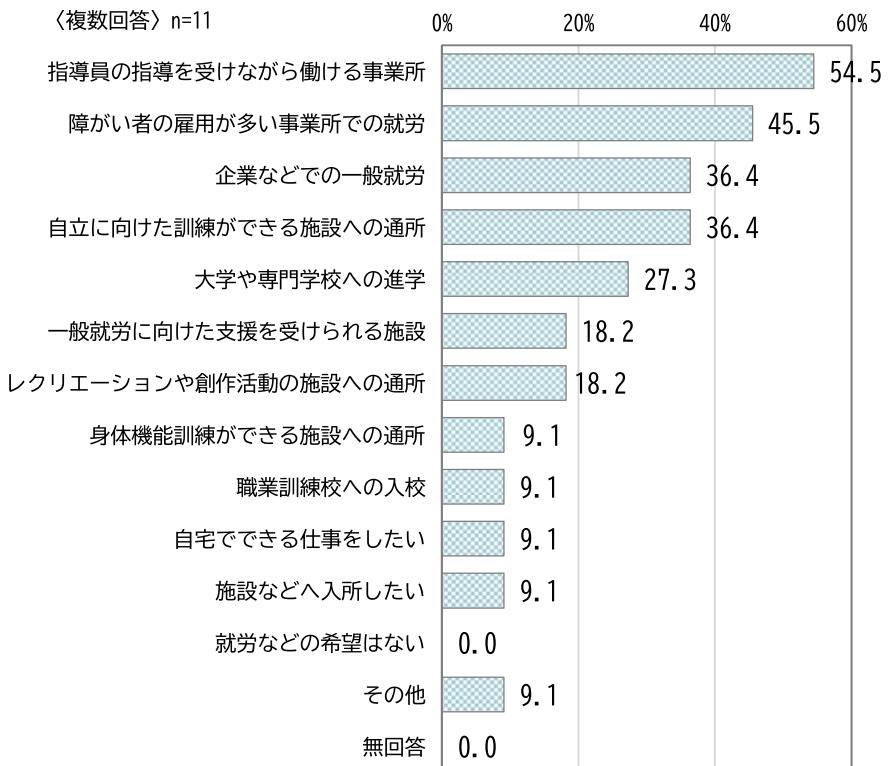
【お子様の悩みごとや心配ごとなど（複数回答）】



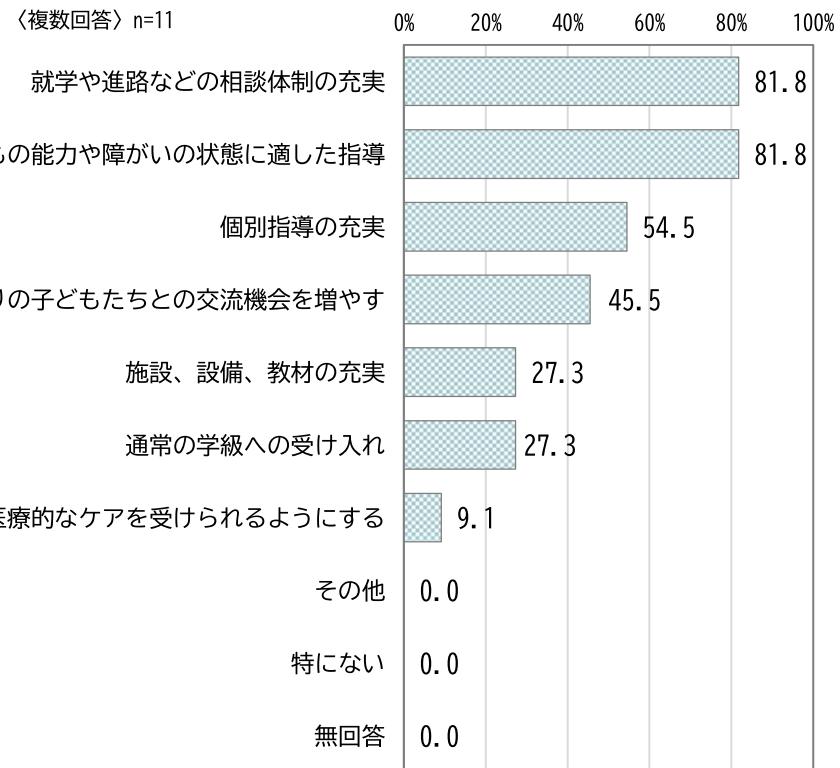
【保育所・幼稚園・学校などに通っていて困っていること（複数回答）】



【進路希望（複数回答）】



【保育所・幼稚園・学校に望むこと（複数回答）】

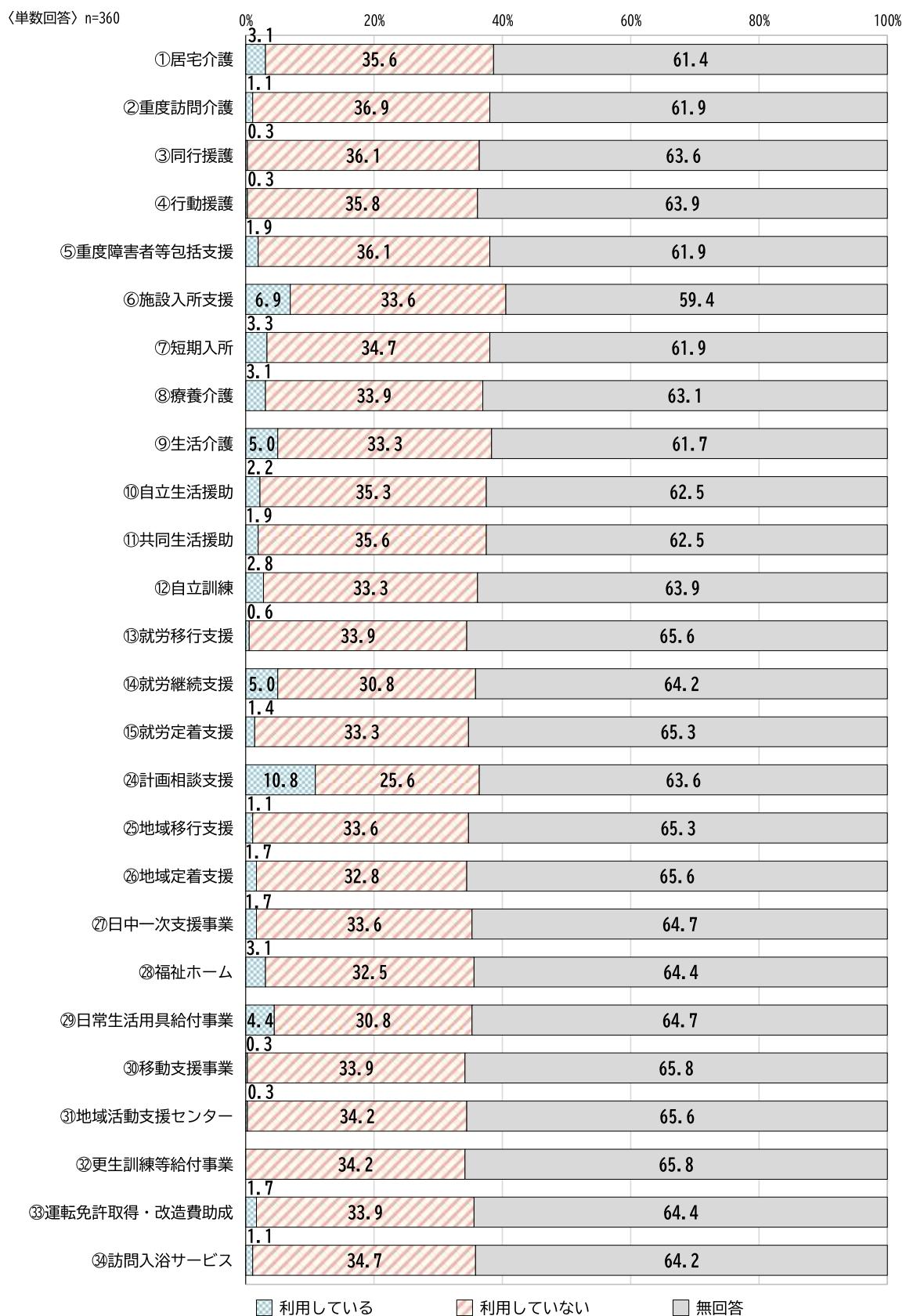


⑤ 福祉サービスの利用について

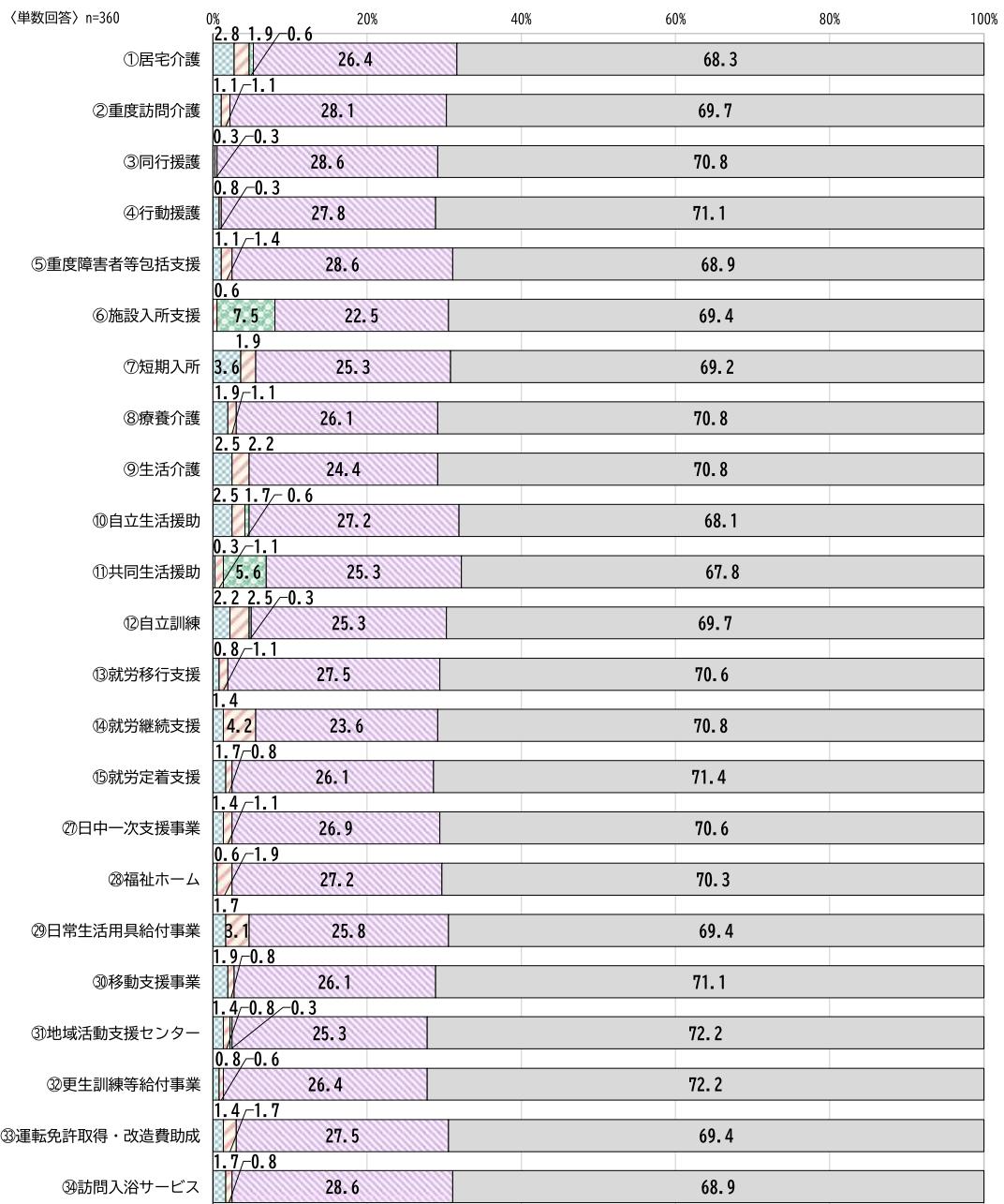
必要な福祉サービスが受けられやすくなる体制の整備、障がいのある人の就労支援が必要とされています。

- 現在利用しているサービスについては、「計画相談支援」が 10.8%と最も高く、次いで「施設入所支援」が 6.9%、「生活介護」「就労継続支援」が 5.0%となっています。
- 18 歳未満向けのサービスでは、「放課後等デイサービス」が 63.6%と最も高く、次いで「障害児相談支援」が 18.2%、「児童発達支援」が 9.1%となっています。
- 現在、福祉サービスを利用していない理由のうち、「サービス提供事業所が遠いため」「利用料金がかかるため」とする回答は少数となり、「サービスがあることを知らなかつたため」とする回答は「地域定着支援」「地域移行支援」「更生訓練等給付事業」が 5~7 件ありました。
- 今後の利用予定について、「利用を始める、又は今よりも利用を増やしたい」とする回答では、「居宅介護」「短期入所」「計画相談支援」において 10~16 件の回答がありました。

【現在のサービス利用状況】



【今後のサービス利用希望】



■ 利用を始める、又は今よりも利用を増やしたい ■ 今と同じくらい利用したい ■ 今よりも利用を減らしたい ■ 利用希望がない ■ 無回答

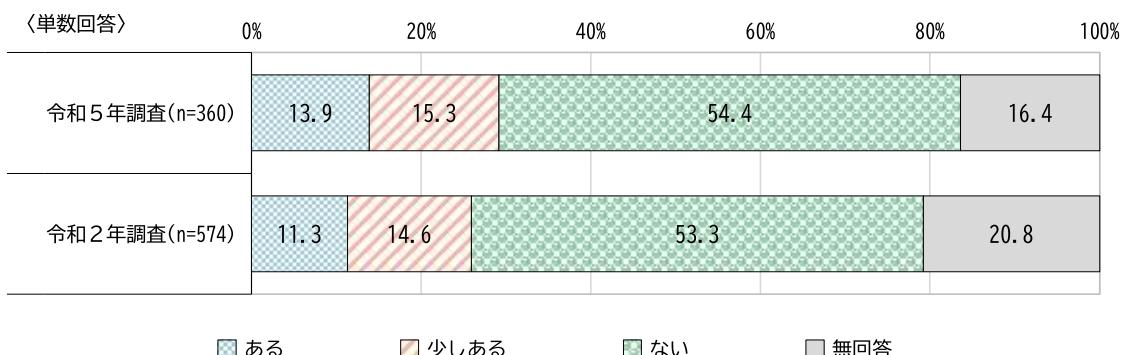
⑥ 権利擁護、理解促進について

障がいや障がいのある人に対する、地域における理解促進が求められています。

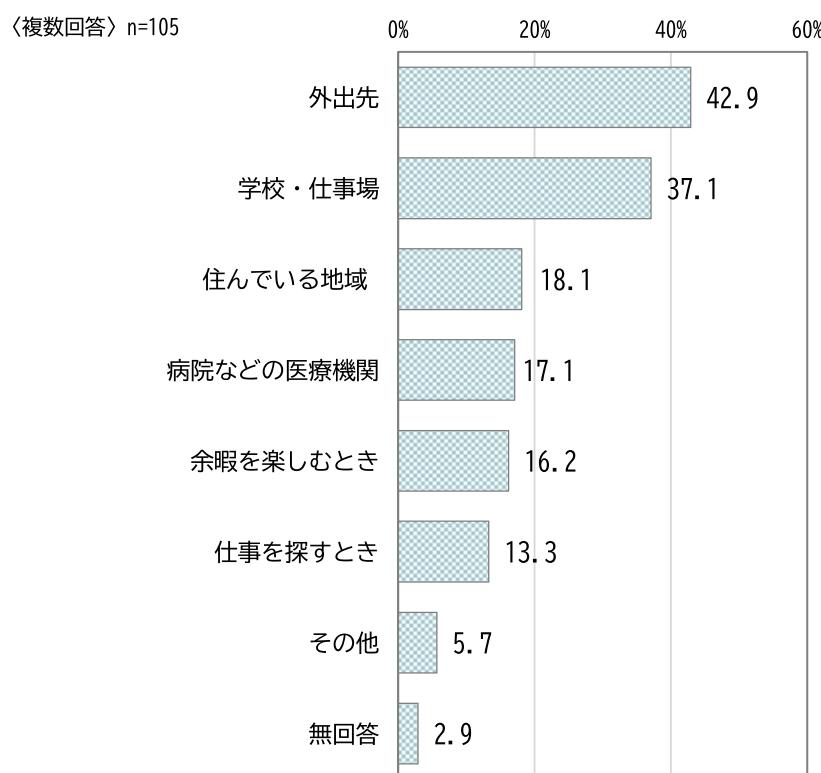
○障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験の有無については、「ない」が54.4%と最も高く、次いで、「少しある」が15.3%、「ある」が13.9%となっています。

○差別や嫌な思いをした場面・場所については、「外出先」が42.9%と最も高く、次いで、「学校・仕事場」が37.1%、「住んでいる地域」が18.1%となっています。

【障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか】



【どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（複数回答）】



⑦ 災害時の対応について

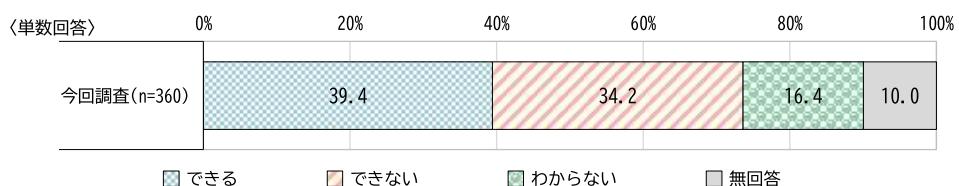
災害に備えた準備と障がいのある人の避難や、障がい特性を踏まえた福祉避難所の確保・整備、周知を行っていくことが必要です。

○火事や地震などの災害時に一人での避難が可能かどうかについては、「できる」が39.4%と最も高く、次いで、「できない」が34.2%、「わからない」が16.4%となっています。

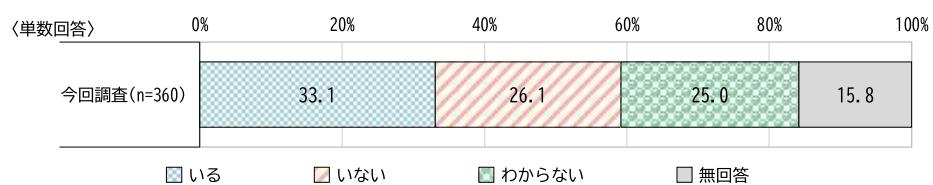
○災害が起きたときに近所に助けてくれる人の有無については、「いる」が33.1%と最も高く、次いで、「いない」が26.1%、「わからない」が25.0%となっています。

○火事や地震等の災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が42.8%と最も高く、次いで、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が41.7%、「水や食糧などの生活用品の確保」が39.2%となっています。

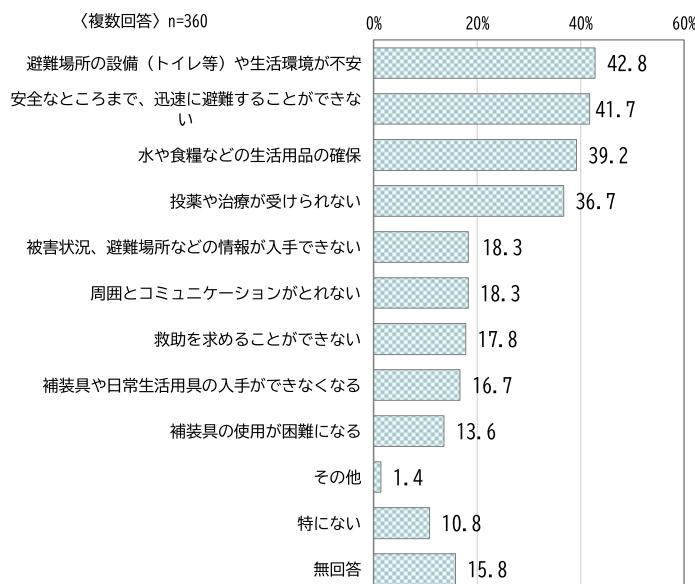
【一人で避難できるか】



【災害が起きたときに助けてくれる人の有無】



【火事や地震等の災害時に困ること】



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障がいのある人の自立と、 共に生き支え合うまちづくり

本市の最上位計画である、令和2年3月に策定された阿久根市まちづくりビジョンにおいては、基本理念として『「まちづくり」は「ひとづくり」から～ふるさと阿久根を次の世代につなぐために～』を掲げ、その実現に向け6つの基本目標を定めています。その1つ健康・福祉・安心・安全分野の基本目標は「支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち」となり、障がい者福祉においては、相談支援体制の充実や就労支援などの取組を推進し、障がいのある人の自立と社会参加を目指す方向性を示しています。

また、障害者基本法第1条では、障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本としています。

これらの方向性は、本市のこれまでの計画の基本理念である『障がいのある人の自立と、共に生き支え合うまちづくり』に通じるものと考え、本計画においてもこの理念を継承することとします。

そのため、国の「障害者基本計画（第5次）」の基本原則を踏まえ、本市では障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を進めます。

2. 基本的視点

本計画では、障がいのある人が、ノーマライゼーションの理念に基づき、住み慣れた地域の中での生活を継続しながら、障がいのない人とともに本市における共生社会を実現していくために、基本的視点として次の4点を掲げます。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者団体等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を図ります。

(2) 共生社会の実現に資する取組の推進

障害者基本法第2条においては、「障がいのある人を「障がいがある者であって、障がいと社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がいのある人が経験する困難や制限が障がいのある人個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や障がいのある人による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として障がいのある人のアクセシビリティの向上を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組を進めるため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者基本法第2条の障がいのある人の定義を踏まえ、障がい者施策が、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がいのある人の支援は障がいのある人が直面するその時々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障がいのある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的な対応を図ります。

(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいが持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは、症状が多様化しがちであり、一般に、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等について、障がい特性等の社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担の下、国、県その他関係機関と連携し、地域の実情に即した支援を実施します。

3. 施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向性・施策の展開
『障がいのある人の自立と、共に生き支え合うまちづくり』	1 啓発・広報・コミュニケーションの充実	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育の充実 (3) 交流活動の促進 (4) 意思疎通支援の充実 (5) 情報アクセシビリティの向上
	2 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 障がいを理由とする差別解消の推進 (2) 行政等における配慮の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 虐待防止への支援
	3 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 身近な相談支援の充実 (2) 利用者本位の在宅福祉サービスの充実 (3) 地域福祉の支援 (4) 資質の高い専門職種の養成・確保
	4 保健・医療の体制の充実	(1) 保健・医療サービスの体制の充実 (2) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療 (3) 精神保健福祉施策の充実
	5 療育・教育・文化・スポーツ等の推進	(1) 療育・就学前教育の充実 (2) 学校教育・特別支援教育体制の充実 (3) 放課後活動・生涯学習の充実 (4) 文化芸術活動、スポーツ等の推進
	6 雇用・就業機会の確保	(1) 総合的な就労の支援 (2) 多様な就業機会の確保 (3) 就労定着の支援
	7 安全・安心な生活環境の整備・充実	(1) 福祉のまちづくりの総合的推進 (2) 住宅のバリアフリー化の推進 (3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進 (4) 防災・防犯対策の推進

第4章 障がい者計画

1. 啓発・広報・コミュニケーションの充実

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくるためには、住民一人一人が、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。

本市では、パンフレットやポスター・チラシなどを活用した啓発・広報活動、各団体が開催しているイベントや交流活動等に取り組んできましたが、アンケート調査結果では、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあると回答した人の割合は全体では29.2%となっており、特に40歳以下の若年層で割合が高くなっています。

今後は、広報誌や啓発用ポスター、行事等を通して幅広い啓発・広報活動を粘り強く行うとともに、表面的な啓発に終わるのではなく、障がいのある人とのふれあいを通じて、障がいや障がいのある人の理解を深める取組を継続的に実施していく必要があります。

また、言葉や身振り等でコミュニケーションが取りづらい等、視覚・聴覚を通じての意思疎通に支障がある人については、自らの意思を表現できる方法を通じて意思疎通が円滑にできるよう支援するとともに、情報のバリアフリー化により、容易に情報を取得できるアクセシビリティの向上を図ることが重要です。

障がいのある人のニーズを踏まえ、インターネットを含むあらゆる媒体によって分かりやすい情報提供に努めることはもちろんのこと、すべての障がいのある人が等しく情報にアクセスできるよう、十分に配慮することが求められています。

(1) 啓発・広報活動の推進

- 啓発広報に当たっては、障がい者福祉に関する特集を掲載する等、広報誌等の活用、また、ホームページのより一層の活用を図ります。
- イベントや催し事でのチラシ類の配布のほか、企業への啓発・広報活動に努めます。
- 知的障がい福祉月間、身体障がい者福祉週間、精神保健福祉普及運動、障がいのある人の日等において啓発・広報活動や講演会等を開催するとともに、人権に関する啓発と連携した取組を進めるなど、一層の理解に努めます。
- 各種福祉制度を紹介した「障がい福祉のしおり」を作成し、窓口をはじめ市民の利用する施設等に備え、一層の周知を図ります。
- 障がいのある人々に対する正しい認識を深めるために、障がい者団体や家族会等の関係機関と連携し、啓発・広報活動を推進します。

(2) 福祉教育の充実

- 小・中学校の総合的な学習の時間等において、インクルージョンの理念を基本とした障がいのある人に対する理解や「共生」についての学習を行い、福祉教育を推進します。
- 生涯教育を推進し、障がいのある人自身が気軽に参加できるような講座の充実を図ります。

(3) 交流活動の促進

① 交流教育等の充実

- 障がい者団体、社会福祉協議会と連携し、福祉体験学習等による交流を通して、障がいのある人に対する理解と認識を深めるための機会の創出を図ります。
- 障がいのある児童の社会性を育て、周囲の理解と認識を深めるために交流学習や地域住民等との交流会の開催、作品展の充実等に努めます。また、手をつなぐ育成会等の交流教育に努めます。
- 障がいのある児童生徒（者）の学校教育終了後における学習や、校外活動等を支援するために、各種福祉施設等との連携を進めます。
- イベント等を通じて、地域住民との交流や、体験活動を行うことで、障がいや障がいのある人への理解を深める活動の一層の充実を図ります。

② 当事者団体・支援団体との連携

- 関連部署と当事者団体や支援団体等との連携を深め、情報交換や意見交換を行うことで相互理解と情報共有に努めます。
- 各種障がい者団体の組織運営やイベントの実施、施設についての積極的な支援を行い、障がい者団体の活性化を図ります。

(4) 意思疎通支援の充実

- 障がいのある人が生活に必要な情報の入手や、自由に意思疎通ができるよう、障がいの特性等に配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。
- 「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例」（かごしま県民手話言語条例 令和2年3月に公布）の趣旨に基づき、言語としての手話の普及に努めるとともに、各種講演会等において手話奉仕員による通訳機会の確保を図ります。
- 社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体等と協力し、コミュニケーション支援を必要とする視覚・聴覚障がい者に対する手話奉仕員、要約筆記奉仕員、音声訳奉仕員、点字奉仕員、盲ろう通訳介助者等の養成・確保に努めるとともに、これらの派遣体制の整備を図ります。

(5) 情報アクセシビリティの向上

- 障がいのある人が生活に必要な情報を入手・活用したり、自由に発信したりできるよう、障がいの特性に配慮した情報取得やコミュニケーション支援の充実を図ります。
- 点字広報誌や音声訳の設置による視覚障がい者への情報提供に努めます。

2. 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいを理由として、各種サービスの利用や権利の行使において差別や不利益を被ることがあってはなりません。

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別として「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」の2つを定めています。

なお、「合理的配慮の提供」について、国や市町村などの行政機関は法定義務、会社やお店などの民間事業者では努力義務となっていましたが、障害者差別解消法の一部改正（令和3年6月4日）に伴い、令和6年4月1日から「義務」となります。

県では、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を定め、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めています。

また、障がいのある人の権利が守られ、安心して地域生活を送っていくうえで、成年後見制度などの権利擁護のしくみが大きな役割を果たしています。

しかし、判断能力の不十分な人を支える重要な手段であるにもかかわらず、制度や相談窓口の周知不足などから十分な利用がなされていない状況となっています。

本市においては、令和3年3月に「阿久根市成年後見制度利用促進基本計画」の策定を行い、令和4年12月に「阿久根市成年後見制度中核機関」を設置しました。障がいのある人や高齢者等の成年後見制度の利用支援に関する取組を進めていますが、アンケート調査結果によると、成年後見制度について「名前も内容も知っている」人の割合は23.3%に留まっていることから、本計画と連携を図りながら更なる権利擁護の推進をしていく必要があります。

一方で、障がいのある人への虐待は深刻な権利侵害です。その生活を脅かし、自立や社会参加の大きな阻害要因となるものであり、障がいのある人の尊厳を守り、地域生活を支えていくために、虐待の防止に取り組んでいく必要があります。

本市では、通報の受け付け、障がいのある人への虐待の防止、早期発見、迅速・的確な対応に取り組んでいます。

今後も、障がいを理由とする差別の解消及び権利擁護施策の推進に努め、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

- 障がいのある人に関する理解を深めるために、公務員をはじめとする各種公共サービス従事者に対して研修等を推進します。市職員に対して、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する阿久根市職員対応要領」(平成29年3月策定)の周知・徹底を図り、同要領に基づく障がいのある人への配慮や適切な対応の実践を推進します。
- 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等を推進します。

(2) 行政等における配慮の充実

- 人権問題や障がい者施策にかかる市職員の研修会及び講習等を開催することにより資質の向上を図ります。
- 事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。
- 選挙の投票に当たっては、投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消等のバリアフリー環境の向上を図るなど、障がいのある人に配慮した方策を講じます。また、郵便等による不在者投票の適切な実施を促進し、障がいのある人の投票機会の確保を図ります。

(3) 権利擁護の推進

- 消費者としての障がいのある人を保護するため消費生活相談の窓口や機関を周知し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民と連携して見守りネットワークの体制づくりを推進します。
- 障がい等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援する成年後見制度については、その周知を図るとともに、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、一層の制度の活用と障がいのある人の権利や利益を守る取組を推進します。
- 判断能力が十分でない人の福祉サービス利用にかかわる相談や援助を行い、障がいのある人の権利を擁護し、自立生活を支援します。
- 障がいのある人の権利を守るため、社会福祉協議会等関係機関と連携し、福祉サービス利用支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

(4) 虐待防止への支援

- 障がいのある人への虐待に関する通報窓口や相談を行う「障がい者虐待防止センター」の機能強化、周知に努めます。
- 障がいのある人への虐待防止等に関する広報、その他啓発活動に努めるとともに、通報・報告等に係る体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する虐待の禁止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び支援、養護者に対する指導を行い、障がい者の権利擁護を行います。

3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がいに起因する困りごとや不安、悩みは、その障がいのある本人や家族以外にはなかなか理解してもらえないという状況があります。

アンケート調査結果では、悩みや困りごとの主な相談先として「家族や親せき」を挙げた人が多くなっており、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」、「行政機関（市役所など）の相談窓口」を挙げる障がいのある人は相対的に少なくなっています。

相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らない障がいのある人も存在しているものと考えられるため、広報・周知の必要があります。

近年、障がいのある人の高齢化等による障がいの重度化・重複化又は家庭環境の変化などにより、障がいのある人のニーズも多様化しており、そのような状況において、障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続けるためには、障がいのある人一人一人の状況やニーズに即した適切なサービスを提供するとともに、ボランティア等も含めた多様な主体による地域での支援が必要です。

また、障がいに関する相談のみにかかわらず介護や生活困窮、子育てなど複合的な相談に対応するため、重層的な相談支援体制の構築も求められています。

今後は、引き続き各種サービスの提供体制及び相談支援体制の確保に努めるとともに、専門職の育成・確保によるサービスの質の向上、ボランティア等の地域における担い手の確保を促進し、障がいのある人を含め全ての人々が、地域で生きがいをもって助け合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。

(1) 身近な相談支援の充実

① 相談支援体制の充実

- 障がいのある人の日常生活上の相談への対応等を行う「障がい者相談支援事業」については、市民にとって身近で利用しやすい相談の場となるよう、実施する相談機関の一層の広報・周知に取り組みます。
- 障がいのある人の意思を尊重した地域生活を支援し、関係機関との連絡調整や必要な情報の提供及び助言等の相談支援体制を充実させ、地域移行及び地域定着を図ります。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場において、関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、精神障がい者への地域移行に向けた支援や、地域で安心した暮らしを実現するための支援のあり方を検討します。
- 「出水地区障がい者自立支援協議会」において、福祉・保健・医療・保育・教育・就労等の各分野が協働し、生活支援ネットワークを充実させます。
- 令和5年4月に設置した基幹相談支援センターの機能を活用し、障がいのある人からの相談を受け付け、総合的な支援に対応できる体制の整備を行います。
- 市の広報等を通じ、身体障がい者相談員や知的障がい者相談員等の周知を図り、障がいのある人の相談に対応できる体制づくりを進めます。

② 多様な相談窓口の充実

- 療育・教育・子育て・就労・介護等、多様な分野の相談窓口のネットワークづくりに取り組みます。
- 行政窓口等の職員に対して、障がいのある人への配慮やコミュニケーションの理解のための研修を行い、相談窓口機能の充実を図ります。

(2) 利用者本位の在宅福祉サービスの充実

① 訪問系サービス

- 障がいのある人の地域生活を支援するため、障害者総合支援法の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援、同行援護、行動援護）や、他の生活支援・介護サービスの充実を図ります。

② 日中活動系サービス

- 障害者総合支援法で定められた介護給付（生活介護、療養介護、短期入所）や、通所支援施設による訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）の充実を図ります。

③ 居住系サービス

- 障害者総合支援法で居住支援として位置付けられている共同生活援助（グループホーム）の充実を図り、地域で自立した生活を安心して送れるように支援していきます。
- 自宅や地域での生活が困難な障がいのある人の生活の場として、入所型の施設の確保に努めるとともに、施設から地域生活に移行する障がいのある人の支援に努めます。

④ 地域生活支援事業の充実

- 障害者総合支援法では、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置付けていることから、地域で生活する障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援するため、サービス内容等の充実に努めます。
- 地域生活支援事業として、手話通訳者や要約筆記者等、障がいのある人への情報伝達のための専門家の確保とボランティアの養成に努めます。
- 地域活動支援センターの機能を活用し、地域生活の充実を図ります。

⑤ 経済的自立支援及び家族介護者への支援

- 市の広報等の活用により、年金や各種助成制度、手当等についての周知に努めます。
- 心身に障がいのある児童の生活の安定を図り、将来に対して保護者の抱える不安の軽減を図るため、心身障害者扶養共済制度への加入の促進に努めます。
- 住宅改造助成制度や生活福祉資金貸付事業の周知を図ります。
- 障がいのある人に対する税制上の優遇措置や、運賃割引等の諸制度の周知と活用の促進を図ります。
- ヤングケアラーを含む障がいのある人を介護する家族等を支援するため、障害者総合支援法に基づく短期入所や日中一時支援事業、相談支援により、身体的・精神的な負担軽減を支援します。

(3) 地域福祉の支援

① ボランティア活動への支援

- 社会福祉協議会を中心として、ボランティア養成講座のより一層の充実を図り、ボランティアに携わる人材の育成及びボランティア組織の強化を図るとともに、障がいのある人自らがボランティア活動に参加する機会の充実に努めます。
- 社会福祉協議会と連携し、見守りネットワーク活動やいきいきサロンの活動を積極的に行う等、住民参加型のボランティア活動を促進します。
- 社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの活用により、ボランティアに関する相談や情報提供、講座・研修の開催、市民活動団体への支援等を実施します。
- ボランティア育成事業協力校をはじめ、各学校におけるボランティア活動への参加の促進に努めます。
- 障がいのある人の自立支援活動を展開している市内のNPO法人やボランティア団体との協働を進めます。

② 地域で支える担い手の確保

- 各種事業の実施や各団体等の取組を通じ、ボランティアの養成やボランティアへの関心を高め、市民の活動への参加を促します。

(4) 資質の高い専門職種の養成・確保

① 専門従事者の育成・確保

- 市の職員を含め、障がい福祉サービス提供事業所等、専門的知識を有する職員、従事者的人材育成と確保に努めます。
- 福祉・保健・医療等、各専門分野の職員等に対し、スキルアップにつながるよう研修会等の受講を促し、更なる障がいに対する認識や理解を深め、支援技術の向上に努めます。
- 福祉人材の確保・定着に向けて、社会福祉法人や社会福祉協議会などによる福祉職場のPR、職場環境の整備などの取組を進めます。
- 企業説明会や窓口相談を実施して、福祉に携わる人材における求職と求人のマッチングに努めます。
- 各種福祉分野に携わる者に対し、障がい分野の理解を深める研修を検討し、移動支援・コミュニケーション支援等、幅広い支援を行う人材の育成を図ります。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

4. 保健・医療の体制の充実

障がいのある人にとって、障がいの軽減を図り、就労や社会参加を促進するためには、医療の提供やリハビリテーションが重要です。併せて、障がいの重度化・重複化を予防するために、障がいのある人の健康管理や医療の充実を図るための施策展開も必要となります。

また、障がいのある人が身近な地域において適切な保健・医療サービスが受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療体制の充実・地域包括ケア体制の構築を図っていく必要があります。

今後も引き続き、健康診査等の機会を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療に努めるとともに、関係機関等とも連携し、早期の療育や支援へつなげる体制の構築に努めます。

また、重度障がい者をはじめ、障がいの内容に応じた保健・医療サービスに関する情報の提供を行うとともに、障がいの軽減や自立支援を図るため、ライフステージに応じた適切な医療、リハビリテーションが受けられる体制の充実に努めます。

(1) 保健・医療サービスの体制の充実

① 障がいのある人に対する適切な保健サービス

- 健康教育、健康相談、健康診査、介護予防事業等のサービスを一層推進するとともに、障がいのある人の健康の保持及び増進、精神疾患及び難治性疾患に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供及び体制を検討し、その充実を図ります。
- 心や体の健康相談の実施及びストレス対処法に関する知識の普及を図ります。

② 母子保健対策の推進

- 妊産婦に対する健康教育、健康診査、健康相談等のより一層の充実を図ります。
- 母子担当保健師と子育て支援センターの連携を強化し、健診や健診後のフォロー体制の充実を図ります。
- 障がいや疾病の早期発見、早期療育に努め、必要に応じて他機関との連携が図れるよう横断的な連携体制の整備を進めます。

③ 医療・リハビリテーションの充実

- 治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障がいについては、適切な医療、医療的リハビリテーションの提供及び在宅介護サービスの体制の充実に努めます。
- 医療機関や訪問看護ステーションによる訪問看護等の連携により、重度障がい者の在宅ケアサービスの充実を推進します。
- 障がいの状態軽減を図り、自立した日常生活を営むための自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療）の利用促進を図ります。
- 重度の障がいのある人への訪問歯科診療の推進に努めます。

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

① 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見

- 疾病の早期発見、早期治療等、健康診査後のフォロー体制を充実させ、市民の健康の保持及び増進、障がいの原因となる疾病等の予防活動の確立に努めます。
- 市広報や各種事業を通じて、障がいや疾病の早期発見に向けた正しい知識の普及啓発に努め、健診等の受診率の向上を目指します。
- 発達障がいや高次脳機能障がいについて、県や関係団体との連携の下、情報提供等を行い、幅広く市民への知識の普及に努めます。
- 保健、医療、福祉の連携を強化し、発達障がいの早期発見、早期療育に努めます。

② 民生委員・児童委員、保健師、保育士等との協力による障がいの早期把握

- 民生委員・児童委員、保健師、保育士等の協力のもと、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療機関との連携を図りながら、障がいの早期把握や原因となる疾病予防の取組を推進します。

(3) 精神保健福祉施策の充実

① 精神疾患の早期発見・治療

- 精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発の推進、相談支援センターでの相談・訪問指導等の充実を図ります。

② 長期入院精神障がい者の地域移行支援

- 本人の意向に沿った移行支援の体制づくりを、関係機関と連携を図りながら推進します。

③ 心の健康づくり

- 保健所、精神保健福祉センター、医療機関等との連携により、障がいのある人及びその家族への生活支援に努めます。
- 関係機関と連携して、心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会・提供の充実を図るとともに、心の健康づくりや自殺予防、精神障がい等に関する啓発・広報に取り組みます。

5. 療育・教育・文化・スポーツ等の推進

障がいのある乳幼児においては、早期に発見し、早期に療育につなげることで、発達を促し、それにより自立をサポートできるとされています。

本市では、子育て支援センターや児童発達支援センターと連携して乳幼児健康診査・親子教室を実施し、早期発見・早期療育に努めています。また、小・中学校に在籍する支援を必要とする児童生徒に対しては、日常生活動作の介助や学習支援を行うための特別支援教育支援員を配置し、学校教育を受ける上での支援を行うとともに、放課後等デイサービスなどの放課後活動や生涯学習に対する支援を行っています。

今後も、ライフステージに応じた切れ目のない療育・教育における支援を充実させるとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児等の特別な支援を必要とする障がい児に向けた支援体制の充実を図り、共に学び、共に育つ保育・教育の一層の充実を図ります。

また、障がいのある人の文化・芸術及びスポーツやレクリエーション等の活動は、健康づくりや機能回復を図るだけでなく、社会参加の推進につながります。

本市では、「阿久根市よか活動支援事業」等により、障がいのある人が文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加する機会の創出に努めています。

今後も、文化活動やスポーツ、レクリエーションへの参加を通じて、交流や健康増進を図り、障がいのある人の生きがいづくり・社会参加を促進する取組を進めます。

(1) 療育・就学前教育の充実

① 療育体制の充実

- 乳幼児健康診査体制の充実を図りながら、子育て支援センター及び児童発達支援センターと連携し、心身に障がいがあると思われる児童の早期発見と早期療育・早期治療の体制を確立します。
- 相談支援事業所等と連携を図り、児童に合わせた療育が行えるよう療育指導体制の充実に努めます。
- 心身障がい児施設等を活用して療育等に関する相談活動を行うとともに、各種福祉サービスの提供を行い、心身に障がいのある在宅の児童及びその保護者に対する援助体制の充実を図ります。
- 幼児期・学齢期等の発達段階において、障がい児や保護者に対して的確な相談・支援が行える体制の充実を図ります。
- 関係機関、社会福祉法人等との連携を強化し、障がい児とその保護者等を対象とした相談支援、未就学児を対象とした児童発達支援、就学児を対象とした放課後等デイサービスにより継続的な支援を行うことで、障がい児の将来の生活力の向上、その子らしい自立と社会参加を図ります。また、医療的ケアが必要な障がい児への支援のため関係機関等の連携強化を図ります。
- 発達の遅れや障がいのある可能性が認められた子どもの保護者が互いに交流し、子育てに関する心理的負担の軽減を図るため、子育て自主グループの育成・支援を行います。

② 障がい児保育の充実

- 市内各保育園において、一人一人の障がいの種類・程度に応じ、家庭や子育て支援センター、児童発達支援センターとの連携を密にした障がい児保育の充実に努めます。
- 教育支援委員会では、就学前の時期に対応してきた保育士や医師等の専門家の意見を基に更に議論を深め、個々の状態に応じた教育支援体制の充実に努めます。

③ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の円滑な運営に努めます。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。
- 子どもの意見を聴く機会の確保等が重要とされていることから、障がい児においても、子どもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

(2) 学校教育・特別支援教育体制の充実

- 教育委員会では、障がいの種類・程度によって子どもの教育的ニーズに応じた適切な教育を保障するための就学相談に努めます。
- 心身に障がいのある児童生徒の通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校への就学の選択については、家庭及び関係機関との連携を深めます。
- 障がいのある児童生徒の卒業後の進路の確保に向けたニーズに対応し、その能力、適性等に応じて大学、短大等の高等教育を受ける機会を拡充するため、受験機会の確保等、関係機関との連携・協力に努めます。
- 障がいの有無にかかわらず、地域の学校で学べるように、教育施設のバリアフリー化、医療的ケア等を含め、必要な支援・環境整備に取り組みます。
- 学校における教育相談、市教育相談及び教育支援委員会における協議後の相談体制の充実に努めます。
- 発達障がい児を含めた全ての障がい児に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、障がいの状態等によって、多様な学びの場を通して適切な教育が受けられるよう就学相談体制の充実に努めます。
- 特別支援教育に関する調査研究等、県総合教育センター、特別支援学校等との一層の連携を図ります。
- 訪問教育を受ける重度の障がいのある児童生徒の教育については、特別支援学校を含め、その支援の在り方について、慎重に検討します。
- 「阿久根市学校規模適正化基本方針」に基づく市内小・中学校の統廃合に関しては、今後の推移を見守り、障がいのある児童生徒も等しく教育が受けられるよう、環境整備を図るとともに、関係機関との連携に努めます。

(3) 放課後活動・生涯学習の充実

- 障がいのある児童生徒が、放課後や長期休業中の活動の場として利用できるよう、放課後等ディサービスを充実させます。
- 障がいのある児童生徒について、周囲の理解と認識を深めるため、交流学習や地域における高齢者等との交流会の開催等を推進します。
- 手をつなぐ育成会等との交流教育に努めます。
- 障がいのある児童生徒の校外活動等や、学校教育終了後における学習を支援するために、各種福祉施設等との連携を進めます。
- 障がいのある人が参加しやすい講座を開設する等、学習の場の確保に努めます。
- 公共図書館や学校図書館において障がいのある人の読書環境の整備を促進するとともに、図書館サービス人材等の育成を図ります。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等の推進

① 文化芸術活動の促進

- 生涯学習の観点から、障がいのある人が利用しやすい各種講座や学ぶ場の環境整備を図ります。
- 障がいのある人が一般に開催される文化芸術事業へ参加しやすくするため、情報提供や外出支援を行います。
- 障がいのある人に対し、創作活動や生産活動の機会提供と合わせて、社会との交流を促進する施設である地域活動支援センターの利用を支援します。
- 文化・レクリエーション関連施設については、障がいのある人の利用に配慮した施設の整備・改修に努めます。

② スポーツ・レクリエーション活動の促進

- スポーツの楽しさを体験し、スポーツを通じた社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会への参加を支援します。
- スポーツ活動への障がいのある人の参加を支援するため、ボランティア等協力者の情報収集に努めます。
- 余暇活動やレクリエーション活動を支援するとともに、様々な活動への参加の促進を図るため、ボランティアや障がい者団体と連携しながら、必要な支援を行います。
- 障がいのある方も利用しやすいボッチャ等の道具を貸し出し、スポーツの増進に努めます。

6. 雇用・就業機会の確保

障がいのある人の雇用・就労は、経済的自立の手段であるとともに、社会参加による生きがいづくりにもつながることから、ノーマライゼーションの理念に基づき、働く意欲のある障がいのある人が、その適性と能力に応じて働くことができる環境づくりが求められています。

本市には、就労継続支援事業所が8事業所、地域活動支援センターⅡ型が1事業所あり、福祉的就労の場として利用されています。また、相談支援専門員や事業所等と連携し、必要に応じて個別支援会議や事業所への見学・体験を行い、障がいのある人の就労支援を行っています。

アンケート調査においては、障がいのある人を雇用している市内の企業・事業所は5割となり、前回調査より増えていますが、障がいのある人を雇用していない企業・事業所は「雇用の可能性がない」との回答が6割を超えており、障がいのある人の一般就労は十分に進んでいるとはいえない状況です。

障がいのある人が働くことに生きがいを感じ、生活の質の向上につながるよう、福祉的就労の場を引き続き確保するとともに、一般就労に向けた就労移行支援や就労継続支援事業を推進します。また、障がいのある人の一般就労について、企業・事業所の理解は進んできていますが、更に充実させ、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保する取組を継続していく必要があります。

(1) 総合的な就労の支援

① 雇用の啓発と関係機関との連携

- 障がいのある人の就業機会の確保について、出水公共職業安定所をはじめ、関係機関・団体との連携をとり、広報誌等による広報・啓発に努めます。
- 特別支援学校高等部卒業後の進路の相談指導について、市、特別支援学校、更生相談所、出水公共職業安定所等の労働行政機関との連携の強化を図ります。

② 雇用・就業の促進

- 出水公共職業安定所と連携しながら、法定雇用率の達成が促進されるよう、市内事業所等の実態把握に努めるとともに、広報誌等を通じて啓発を図ります。
- 職場適応訓練、トライアル雇用、ジョブコーチ等の制度を幅広く周知し、障がいのある人の適性や能力に応じた就労の受入れを促進します。
- 障がいのある人の雇用促進を図るため、「障害者雇用のための各種助成金制度」や「障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰」等の施策の積極的な活用を図るとともに、入札等において、障がいのある人の雇用状況により評点の加算を行う等の優遇措置の適用を継続します。
- 公的機関等において、物品やサービスを調達する際に、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。
- 障がいのある人に適する職種の開拓をはじめ、障がいのある人の雇用に努めるとともに、企業や他の団体等にも雇用確保について関係機関と連携し、働きかけます。
- 関係機関と連携し、精神障がい回復者の社会適応訓練事業の啓発に努めます。
- 精神障がい者が気軽に利用できる相談の場づくりを進めます。

(2) 多様な就業機会の確保

① 就労に関する相談体制等の充実

- 障がいのある人の日常生活の相談・支援を行う相談窓口において、就労に関する関係機関との連携を強化し、就労の相談体制の充実に努めます。
- 障がいのある人の就労支援を効果的に推進するため、ほくさつ障害者就業・生活支援センター、出水公共職業安定所、特別支援学校、就労移行支援事業者等により就労支援ネットワークを構築し、情報の共有化等を実施することにより、障がいのある人の就労の促進を図ります。
- 関係機関と連携して、障がいのある人の職業能力の習得支援に努めます。

② 福祉的就労の場の確保

- 一般就労が困難な障がいのある人でも、生きがいを持って働くことができるよう、障害者総合支援法の就労継続支援事業や地域活動支援センター等の基盤整備を推進し、福祉的就労の場の確保を進めます。
- 市内福祉施設等で製作した製品の販路拡大等の支援に努めます。

(3) 就労定着の支援

- 一般就労した障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現できるよう支援に努めます。
- 就労に伴う生活面での課題等を抱える障がいのある人が、早期に離職することのないよう、就労定着に向けた支援の強化を図ります。

7. 安全・安心な生活環境の整備・充実

移動交通手段の確保は、買物や通院等地域で自立した日常生活を過ごすため、また就労等社会の様々な活動に参加する機会を確保するためにも必要不可欠であり、障がいのある人のみならず誰もが安全かつ身体的負担の少ない方法で道路や駐車場、交通機関を利用できることが大切です。

障がいのある人を含む全ての人にとって暮らしやすいまちをデザインするユニバーサルデザインの考え方を基に、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等、生活空間のバリアフリー化を推進します。

また、アンケート調査では34.2%の人が、火事や地震などの災害時に一人で避難できないと回答しています。

そのため、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、災害時・緊急時における避難支援体制の構築等、防災・防犯対策の充実を図ります。

(1) 福祉のまちづくりの総合的推進

- 障がいのある人に配慮した、段差の解消（バリアフリー）、手すり付きの市営住宅づくりを進めるとともに、高齢者対応住宅については、高齢者の方の優先的な入居を図っていきます。
- 市、社会教育施設等の公共施設を、障がいのある人に配慮したスロープ・手すりの設置、車イス対応の窓口カウンター化や点字案内板の設置等、必要に応じて改修を行います。
- 不特定多数の人々の利用する公共性の高い建築物については、障がいのある人が利用しやすい施設になるよう整備に努めます。
- 障がいのある人が安心して利用できる公園とするため、スロープ式園路の整備、トイレの水洗化や車イス用トイレの設置に努めます。

(2) 住宅のバリアフリー化の推進

- 重度の障がいのある人の住宅改造に対する助成制度の一層の充実を図ります。
- 障がいのある人が生活しやすい住まいづくりを支援するため、住宅改造等に関する相談対応に努めます。
- 民間の住宅業者等に対しても、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえた住宅づくりについて理解・協力を求めていきます。

(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

① 道路環境の整備

- 障がいのある人の利用を考慮し、歩道等の整備は、段差の適切な切り下げ、視覚に障がいのある人の誘導ブロックの敷設等、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。
- 信号機、道路標識、道路表示等の交通安全施設については、障がいのある人の利用の便宜を考慮した整備に努めます。

② 移動・交通手段の確保・整備

- 障がいのある人が、安全・快適に待機できるよう、バス停留所や駅のプラットホーム等の改善を関係機関に働きかけます。
- 障がいのある人や高齢者の日常における移動支援のために、高齢者等福祉タクシー制度をはじめとした支援制度の充実を図ります。
- 視覚や聴覚に障がいのある人の社会参加を促進するために、意思疎通支援事業等ニーズに応じた支援を推進します。
- 障がいのある人が、より使いやすい福祉有償運送事業の実施を推進します。

(4) 防災・防犯対策の推進

- 災害時に支援が必要な要配慮者情報の管理を行うシステムの活用により、要配慮者情報の一元化を図り、防災関係部局と福祉部局とが連携して、災害時の適切かつ円滑な避難支援及び緊急時の迅速な対応に努めます。
- 区長・民生委員をはじめ、自主防災組織と協力・連携し、災害時における障がいのある人の通報・避難体制の整備を図ります。
- 防災に関する広報や、地域の自主防災訓練、防災講話の実施等、地域の防災活動を支援します。
- 障がいのある人の防災訓練への参加を促進します。
- 医師会等関係団体と連携し、災害時の医療体制の整備を進めます。
- 災害時に一般の避難所での生活が困難な障がいのある人のため、社会福祉施設等と連携し、福祉避難所の受入態勢の整備を進めます。
- 聴覚・言語に障がいのある人等に配慮して、音声以外の災害情報等の伝達について検討します。
- 緊急通報システムの周知と拡充を図り、一人暮らして障がいのある人等の平常時の安心と緊急時における安全確保に努めます。
- 障がいのある人が犯罪に巻き込まれることのないよう、地域住民と警察等の連携を図ります。

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づき策定するものです。具体的には、国が示した「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて、障がい福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策等を定めるものです。

1. 計画の基本方針

本計画では、障害者総合支援法・児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な計画等を策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がいのある人などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に努めます。

(2) 障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がいのある人などがその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて圏域で協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化や人口減少などによる地域資源の減少が進行する中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障がいのある人の地域における社会参加の促進を図ります。

2. 前期計画の成果目標の評価

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国が基本指針で掲げる事項について成果目標を設定することとなっています。本市が第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画で設定した成果目標について、実績の把握と評価を行いました。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行状況

【目標値・実績値】

	基準値	目標値	実績値
地域生活移行者数	令和2年度施設入所者数 59人	4人（6.0%以上）	0人
施設入所者数		58人 (1人 1.6%削減)	56人

【評価】

令和2年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数は、目標の4人を下回る見込みとなっています。令和元年度に、施設入所支援事業所から同法人内グループホームに移行した者が3人いましたが、自立訓練事業等を利用していないことより、実績値からは除外しています。

令和2年度末の59人から1人削減し、58人を目標として設定しましたが、令和5年度末の施設入所者数は56人となり、目標を達成できる見込みとなっています。

(2) 地域生活支援拠点等における機能の充実の状況

【目標値・実績値】

活動指標	目標値 (令和5年度)	実績値
市内の地域生活支援拠点等の確保数	設置完了	未設置
運用状況の検証及び検討回数	1回／年	未実施

【評価】

地域生活支援拠点等の整備については、出水地区2市1町において、整備に向けて現在協議中となっています。(令和6年度整備完了予定)

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の状況

① 福祉施設から一般就労への移行者数

【目標値】

一般就労移行者	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度末)	実績値 (R5.10月末現在)
	2人/年	1人/年	3人/年
内訳（一般就労前の所属）			
就労移行支援利用者	6人/年	1人/年	0人/年
就労継続支援A型利用者	—	1人/年	3人/年
就労継続支援B型利用者	—	1人/年	0人/年

【評価】

令和5年度に3人が一般就労しており、目標の2人を達成しました。

令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数は、実績がなく目標の1人を下回る見込みとなっています。

令和5年度末における就労継続支援A型利用者数は、3人が一般就労しており、目標を達成できる見込みとなっています。

令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数は、実績がなく目標の1人を下回る見込みとなっています。

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
年度における就労定着支援事業利用者数	7割	0割
全就労定着支援事業所数に占める就労定着率 8割以上 の就労定着支援事業所の割合	7割	0割

【評価】

現在、就労定着支援事業の利用者がいないため、目標を達成できない見込みとなっています。

(4) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

①児童発達支援センター等を中心とした地域支援体制の整備

成果指標	目標値（令和5年度）	実績値
児童発達支援センターの整備数	—	1か所

【評価】

既に設置済みとなっていたことから、目標値の設定はしていませんでした。

引き続き、早期の療育支援を進めるため関係機関との連携を図っています。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

成果指標	目標値（令和5年度）	実績値
保育所等訪問支援事業の実施	—	体制整備済み

【評価】

既に設置済みとなっていたことから、目標値の設定はしていませんでした。

引き続き、体制の充実を図っています。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
児童発達支援事業所の確保	確保済み	圏域で2か所

【評価】

出水地区2市1町で2事業所を確保し、目標を達成しています。

④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み	圏域で3か所

【評価】

出水地区2市1町で3事業所を確保し、目標を達成しています。

⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	—
医療的ケア児に関するコーディネーター配置	配置	人

【評価】

府内協議体制は整備済みとなっています。ただし、現在まで対象児がないため、開催実績はありません。

（5）相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

【実績】

基幹相談支援センターを令和5年4月に設置し、目標を達成しています。

②地域の相談支援体制の強化

【実績】

相談支援の充実、情報の蓄積、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルの充実を図っています。

（6）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

①障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

【実績】

障害者自立支援給付審査支払等システムにおける審査結果を分析し、その結果を事業所等と共有する体制を構築に努めています。

3. 成果目標の設定

国の新たな基本指針に基づき、成果目標及びそれに付随する活動指標の設定を行いました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国的基本指針
①令和4年度末時点の施設入所者数の 6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本とする。
※令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8(2026)年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

目標設定に当たっての考え方
本計画では、国の指針に基づき、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の56人（基準値）に対し、6%以上となる4人（7.1%）を地域へ移行し、53人を目指します。
また、令和4年度末時点の56人（基準値）に対し、令和8年度末までに3人（5.4%）の施設入所者数を削減します。

【成果目標】

項目	目標値	備考
【基準値】 令和4年度末の施設入所者数	56人	
目標年度の施設入所者	53人	
【目標値】 地域生活移行者	4人 (7.1%)	
【目標値】 削減見込み	3人 (5.4%)	

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した人の数。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第7期の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適當とされていることから、以下のとおり活動指標を見込みます。

目標設定に当たっての考え方

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、市単位で保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の参加者数	18人	18人	18人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練） 新規	5人	5人	5人

(3) 地域生活支援の充実

国的基本指針

- ①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年一回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度末までに強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可能）を進めることを基本とする。（新規）

目標設定に当たっての考え方

地域生活支援拠点等の整備については、出水地区2市1町において、整備に向けて現在協議中となっています。

また、出水地区障がい者自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を年1回以上行います。

また、強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握については、令和5年度に実施したアンケート調査では、約2%となりサンプル数は少ないものの、本人の年齢により支援ニーズに違いがありました。高齢の人では在宅生活への不安から居宅介護や施設入所支援へのニーズが高く、若年層では、就労の意向はあるものの障がいの程度に合わせた支援や送迎等への不安が伺えました。

今後も、引き続きニーズ把握に努め、必要な支援体制の整備を検討します。

※地域における複数の機関が分担して機能を担う体制のこと

目標値	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数についての年間の見込み数	1回以上
	コーディネーターの配置人数についての年間の見込み数	1人
	強度行動障がいを有する人への支援体制の整備	—

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国的基本指針
・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
①就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
②就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこととする。

目標設定に当たっての考え方
国の指針及び本市の現状を踏まえ、令和8年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを目指します。

項目	目標値	備考
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数	4人	令和3年度実績 3人 1.28倍以上
内訳	令和8年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	3人 令和3年度実績 0人 1.31倍以上
	令和8年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	4人 令和3年度実績 3人 1.29倍以上
	令和8年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	1人 令和3年度実績 0人 1.28倍以上

②就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。（新規）
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率については、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。（※目標は県のみ設定）

※一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

目標設定に当たっての考え方

本計画では、国的基本指針に基づき、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度実績の0人から1人を目指します。

項目	目標値	備考
令和8年度中の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用数	1人	
就労定着支援事業による就労定着率8割以上の事業所数	1事業所	

(5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

国の基本指針

- ・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ①令和8年度末までに、4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。
- ②令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。（※目標は県のみ設定）
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
 - ・令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置（新規）
- 令和8年度末までに県において移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

目標設定に当たっての考え方

本市では、児童発達支援センター等を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、市内の障がい児通所サービス事業所との連携強化に努めてきました。本計画においても引き続き障がい児の地域生活支援体制の充実を図るとともに、巡回支援専門員派遣事業の活用や子育て世代包括支援センター等関係機関との連携を推進することを目指します。

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、利用促進を図ることを目指します。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議する場の充実及びコーディネーターの機能強化を目指します。

項目	令和8年度末の整備箇所数	整備形態
①4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数	1か所	市単独による設置
②保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	1か所	市単独による確保
③難聴児支援のための体制の確保	1か所	圏域による確保
④主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	圏域による確保
⑤主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	圏域による確保
⑥医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	1か所	基幹相談支援センターに配置
⑦医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置数	2人	基幹相談支援センターに配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
① 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。	
② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を基本とする。	

目標設定に当たっての考え方	
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを目指します。	

①基幹相談支援センターの設置

【目標値】		
令和8年度末の設置見込み (有・無)	確保形態 (単独又は圏域確保)	令和8年度末の主任相談支援専門員の設置数(人)
有	圏域確保	1

②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

【目標値】		
基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化の取組		
令和8年度末の地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	令和8年度末の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和8年度末の個別事例の支援内容の検証の実施回数
12	6	12

③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【目標値】					
協議会における地域のサービス基盤の開発・改善					
令和8年度末の協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	令和8年度末の協議会への参加事業所数	令和8年度末の協議会の専門部会の設置	専門部会の設置目標年度	令和8年度末の協議会の専門部会の開催の有無	専門部会の開催目標年度
2回/年	30事業所	有	R8	有	R8

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針

- ・2026（令和8）年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。

目標設定に当たっての考え方

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ、市職員及び施設職員が参加することに努めます。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所等との共有を図ることを目指します。

【目標値】

項目	令和8年度
サービスの質の向上を図るための体制の構築	有
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や県が市町村職員に対して実施する研修の参加	参加
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数の見込み	有 1回／年

(8) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針

- ・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。
- ・現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- ・現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

目標設定に当たっての考え方

国の基本指針に基づき、県や圏域での取り組みも活用しながら支援プログラムの実施に努めます。

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	1回	1回	1回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数（保護者）	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加者数	1人	1人	1人

※用語解説

サービス名	サービス内容
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する研修を受けた方が、同じような子どもを持つ親に対して、専門家とは違う視点で共感的な支援を行いながら、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりします。
ピアサポート	当事者同士の支え合いのことで、同じような状況にある者同士で互いの悩みなどを打ち明け、気持ちを共有・共感し、支援しあうことをいいます。

4. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がいのある人等について、行動する際の危険を回避するため、援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

なお、次頁からの表中の令和5年度は、令和5年10月までの実績に基づく見込み値であり、サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人／月：1か月当たりの利用人数

時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

◆第6期計画と実績◆

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅介護	人／月	21	20	22	19	23	21
	時間／月	277	269	290	241	303	239
重度訪問介護	人／月	1	1	1	1	1	2
	時間／月	864	804	864	816	864	827
同行援護	人／月	1	0	1	0	1	0
	時間／月	20	0	20	0	20	0
行動援護	人／月	1	0	1	0	1	1
	時間／月	5	0	5	0	5	3
重度障害者等	人／月	1	0	1	0	1	0
包括支援	時間／月	5	0	5	0	5	0

◆サービス見込量◆

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人／月	21	22	23
	時間／月	273	286	299
重度訪問介護	人／月	1	1	1
	時間／月	816	816	816
同行援護	人／月	1	1	1
	時間／月	20	20	20
行動援護	人／月	1	1	1
	時間／月	5	5	5
重度障害者等包括支援	人／月	1	1	1
	時間／月	5	5	5

※実績は各年度3月末の数値です。ただし、令和5年度は見込値です。（以下、同様）

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

居宅介護については、これまでの利用実績は横ばいとなっていますが、ニーズを踏まえ増加を見込み令和8年度における見込用量を利用者数 23 人／月、利用延日数 299 時間／月に設定しました。

重度訪問介護については、これまでの利用実績を基に各年度 1 人／月設定しました。

同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、第6期計画期間中の利用実績がないものの、今後の利用を見込み各年度 1 人／月と設定しました。

サービス利用者一人一人の状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、相談支援事業所と関係事業所との連携を促進することにより、安定したサービスの確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

名 称	内 容
生活介護	障がい支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がいのある人について、障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けるサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	障がいのある人に対して、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練等を行うサービスです。自立訓練(機能訓練)は、利用期限が1年6か月と定められています。
自立訓練 (生活訓練)	障がいのある人に対して、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練等を行うサービスです。自立訓練(生活訓練)は、利用期限が2年間(長期間入院者等は3年間)と定められています。
就労選択支援	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスです。
療養介護	医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。
短期入所 (医療型・福祉型)	居宅で介助(介護)する人の病気などを理由に、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所が必要となった人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

◆第6期計画と実績◆

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	102	95	102	95	102	98
	人日/月	2,162	1,954	2,162	1,883	2,162	1,836
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	0	1	0
	人日/月	32	7	32	0	32	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	9	7	9	5	9	11
	人日/月	162	80	162	73	162	93
就労移行支援	人/月	7	3	7	1	7	4
	人日/月	133	49	133	23	133	59
就労継続支援 (A型)	人/月	41	44	41	39	41	47
	人日/月	820	906	820	799	820	776
就労継続支援 (B型)	人/月	90	100	90	102	90	113
	人日/月	1,530	1,712	1,530	1,727	1,530	1,779
就労定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0
療養介護	人/月	6	8	6	8	6	7
福祉型 短期入所	人/月	20	15	20	12	20	20
	人日/月	140	107	140	63	140	83
医療型 短期入所	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	7	0	7	0	7	0

◆サービス見込量◆

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	96	98	100
	人日/月	2,016	2,058	2,100
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	7	7	7
自立訓練（生活訓練）	人/月	6	6	6
	人日/月	90	90	90
就労選択支援	人/月		1	1
就労移行支援	人/月	3	3	3
	人日/月	57	57	57
就労継続支援（A型）	人/月	40	41	42
	人日/月	800	820	840
就労継続支援（B型）	人/月	102	104	106
	人日/月	1,734	1,768	1,802
就労定着支援	人	1	1	1
療養介護	人	8	8	8
短期入所（福祉型）	人/月	15	16	17
	人日/月	105	112	119
短期入所（医療型）	人/月	1	1	1
	人日/月	7	7	7

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

名 称	内 容
生活介護	<p>生活介護におけるサービス利用は増加傾向にあります。これまでの利用実績や本市の人口推移を考慮し、令和8年度における見込み量を利用者数100人／月、利用延日数2,100人日／月に設定しました。</p> <p>市内や近隣市町の既存の事業所と連携を強化し、増加するサービス量の確保に努めます。</p>
自立訓練 (機能訓練)	<p>令和4、5年度の自立訓練(機能訓練)の利用実績はありませんでしたが、これまでの利用実績を基に、令和8年度における見込み量を利用者数1人／月、利用延日数7人日／月に設定しました。</p> <p>市内に事業所がないことから、近隣市町の既存の事業所と連携し、サービス供給できるように努めます。</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>自立訓練(生活訓練)における利用者数は第6期計画を下回っていることから、これまでの利用実績を基に、令和8年度における見込み量を利用者数6人／月、利用延日数90人日／月に設定しました。</p> <p>市内に事業所がないことから、近隣市町の既存の事業所と連携し、サービス供給できるように努めます。</p>
就労選択支援	新規事業となることから、令和7、8年度それぞれ1人／月に設定しました。
就労移行支援	<p>就労移行支援における利用者数及び利用延日数は第6期計画を下回っていることから、これまでの利用実績を基に、令和8年度における見込み量を利用者数3人／月、利用延日数57人日／月に設定しました。</p> <p>公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの充実を図り、障がいのある方の就労支援とサービス提供体制の支援に努めます。</p>
就労継続支援 (A型)	<p>就労継続支援A型における利用者数は増減があり令和4、5年度は計画を下回っていますが、成果目標に合わせ、各年度1人ずつ増加を見込み令和8年度における見込み量を利用者数42人／月、利用延日数840人日／月に設定しました。</p> <p>公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの充実を図り、障がいのある方の就労支援とサービス提供体制の支援に努めます。</p>
就労継続支援 (B型)	<p>就労継続支援B型における利用者数は増加傾向にあり、利用延日数は第6期計画を大きく上回っていることから、これまでの利用実績を基に、令和8年度における見込み量を利用者数106人／月、利用延日数1,802人日／月に設定しました。</p> <p>公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの充実を図り、障がいのある方の就労支援とサービス提供体制の支援に努めます。</p>

名 称	内 容
就労定着支援	<p>就労定着支援における利用者数の実績はありませんでした。今後の利用を想定し、令和8年度における見込み量を利用者数1人／月に設定しました。</p> <p>一般就労を希望する障がいのある人が早期に離職することのないよう、広く事業の周知を図り、一人一人の状況に応じた適切な就労支援ができるよう、サービス提供体制の支援に努めます。</p>
療養介護	<p>療養介護における令和5年度の利用者数は7人／月となっており、横ばいで推移しています。よって、これまでの利用実績を基に、令和8年度における見込み量を利用者数8人／月と設定しました。</p> <p>市内に事業所がないことから、近隣市町の既存の事業所と連携し、サービス供給できるように努めます。</p>
短期入所 (医療型・福祉型)	<p>短期入所(福祉型)、短期入所(医療型)における利用者数及び利用延日数は、第6期計画を下回っていることから、これまでの利用実績を基に、令和8年度の見込み量を短期入所(福祉型)については利用者数17人／月、利用延日数119人日／月、短期入所(医療型)については利用者数1人／月、利用延日数7人日／月と設定しました。</p> <p>緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービスが質・量ともに確保できるよう、市内や近隣市町の医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。</p>

(3) 居住系サービス

名 称	内 容
自立生活援助	自立生活援助は、主として一人暮らしの障がいのある人に対し、定期的に訪問等を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人が主として夜間において、共同生活を行う住宅で、相談や日常生活の援助を受けるサービスです。
施設入所支援	施設入所支援は、施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

◆第6期計画と実績◆

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人／月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	48	44	48	45	48	54
施設入所支援	人／月	64	56	64	55	64	56

◆サービス見込量◆

(単位：1月あたりの実利用者数)

単位	第7期見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	45	46
施設入所支援	人/月	55	54

◆見込量算出の考え方及び見込量及び確保のための方策◆

名 称	内 容
自立生活援助	<p>自立生活援助における令和8年度の見込み量を利用者数1人／月に設定しました。</p> <p>一人暮らしを希望する障がいのある人が安心して地域で生活することができるよう、広く事業の周知を図り、一人一人の状況に応じた適切なサービス提供体制の支援に努めます。</p>
共同生活援助 (グループ ホーム)	<p>共同生活援助（グループホーム）の令和5年度の利用者数は第6期計画を上回る見込みとなっていますが、これまでの利用実績や本市の施設入所者の地域移行の受け皿として考慮し、令和8年度における見込み量を利用者数47人／月に設定しました。</p> <p>関係機関との連携を強化し、増加するサービス量の確保に努めます。</p>
施設入所支援	<p>施設入所における利用者数は第6期計画を下回っていますが、これまでの利用実績や本市の人口推移を考慮し、令和8年度における見込み量を利用者数53人日／月に設定しました。</p> <p>障がい支援区分認定に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と施設利用も含めたサービスの調整に努めます。また、保健・医療・福祉関係者の連携により、施設入所者の地域移行を推進します。</p>

(4) 相談支援

名 称	内 容
計画相談支援	支給決定を受けた人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向等の事情を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。

◆第6期計画と実績◆

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人／月	77	75	77	69	77	70
地域移行支援	人／月	1	1	1	1	1	0
地域定着支援	人／月	1	0	1	0	1	0

(単位：1月あたりの実利用者数)

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／月	75	76	77
地域移行支援	人／月	1	1	1
地域定着支援	人／月	1	1	1

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

計画相談支援における利用者数は第6期計画値を下回っています。また、地域移行支援及び地域定着支援についての実績はありませんでした。

よって、これまでの利用実績や本市の人口推移を考慮し、計画相談支援については令和6年度における見込み量を利用者数75人／月と設定し、アンケート調査結果から今後の利用増を見込み令和7、8年度それぞれ1人の増加を見込みました。

地域移行支援及び地域定着支援については、各年度利用者数1人／月に設定しました。

計画相談支援については、障がい福祉サービス等の効果的かつ円滑な利用を推進するため、出水地区自立支援協議会と連携し、ケアマネジメントやサービス等利用計画を作成する相談支援事業所及び人材の確保に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、広く事業の周知を図り、保健・医療・福祉関係者の連携により、一人一人の状況に応じた相談支援ができるよう利用を促進します。

5. 障がい児サービスの見込量と確保方策

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障がい児通所支援とその利用に必要となる障がい児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

名 称	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行うサービスです。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
障がい児相談支援	障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成、サービスの利用状況の検証、計画の見直し等を行うサービスです

◆第2期計画と実績◆

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	42	39	42	37	42	37
	人日/月	420	357	420	247	420	278
放課後等 デイサービス	人/月	45	51	45	56	45	61
	人日/月	495	650	495	622	495	610
保育所等 訪問支援	人/月	3	0	3	1	3	0
	人日/月	12	0	12	1	12	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	4	0	4	0	4	0
医療型 児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月		0		0		0
障がい児 相談支援	人/月	21	17	21	21	21	21

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

	単位	第3期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	40	40	40
	人日/月	400	400	400
放課後等デイサービス	人/月	57	58	60
	人日/月	627	638	660
保育所等訪問支援	人/月	3	3	3
	人日/月	12	12	12
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	4	4	4
障がい児相談支援	人/月	21	21	21

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

名 称	内 容
児童発達支援	<p>児童発達支援における利用者数は、第2期計画を下回っています。これまでの利用実績や人口推移を考慮し、各年度における見込み量を利用者数40人／月、利用延日数400人日／月に設定しました。</p> <p>関係機関との情報共有や連携を強化し、対象児童の早期発見・早期療育につながるように制度の周知を図ります。</p>
放課後等デイサービス	<p>放課後等デイサービスにおける利用者数及び利用延日数は、第6期計画を上回っており、実績も年々増加しています。よって、これまでの利用実績や人口推移を考慮し、令和6年度における見込み量を利用者数57人／月、利用延日数627人日／月に設定し、令和7～8年度も増加を見込みました。</p> <p>利用者数の増加に対応するため、市内外の施設の利用を推進するだけでなく、市内においても新規事業所の拡充を推進します。</p>
保育所等訪問支援	<p>保育所等訪問支援における利用者数及び利用延日数は、第2期計画を下回っていますが、今後、利用者数の増加が見込まれるため、令和6年度における見込み量を利用者数3人／月、利用延日数12人日／月に設定しました。</p> <p>保育園、幼稚園及び関係機関への制度の周知を図ります。</p>
医療型児童発達支援	今まで利用者数の実績がなく、市内にサービス提供事業所等もないことから、第7期中の事業量は見込みません。
居宅訪問型児童発達支援	<p>居宅訪問型児童発達支援の実績はありませんでしたが、今後の利用を想定し、各年度の見込み量を利用者数1人／月に設定しました。</p> <p>重度の障がい等のために外出が困難な障がい児に発達支援を受ける機会が提供できるよう、広く事業の周知を図り、一人一人の状況に応じた適切なサービス提供体制の支援に努めます。</p>
障がい児相談支援	<p>障がい児相談支援における利用者数は概ね第2期計画どおりとなっていますが、今後、利用者数の増加が見込まれるため、これまでの利用実績や本市の人口推移を考慮し、各年度における見込み量を利用者数21人／月に設定しました。</p> <p>障がい児通所支援の効果的かつ円滑な利用を推進するため、相談員の確保や新規事業所の開設を推進します。</p>

6. 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して障がいや、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行うものです。

単位	第6期実績			第7期見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
理解促進研修・啓発事業	-	0	0	0	1	1

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

○関係機関との連携を図りながら、障がいや障がいのある人への理解を深めるための研修に取り組むとともに、しおりの配布や広報、ホームページにより啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる自発的な取組を支援するものです。

単位	第6期実績			第7期見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
自発的活動支援事業	-	0	0	0	1	1

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

○障がい者団体等が自発的に取り組む活動に対して、支援を行っていきます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援するものです。

また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、地域自立支援協議会に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供を行い、地域の関係機関の連携強化を推進します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者等相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

○障がい者相談支援事業、地域自立支援協議会、基幹相談支援センター等機能強化事業は1か所となっており、第6期計画どおりでした。よって、これまでの実績を基に、各年度における見込み量を障がい者相談支援事業、地域自立支援協議会、基幹相談支援センター等機能強化事業を1か所と設定しました。

○基幹的相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、自立支援協議会や相談支援事業所連絡会での検討や情報交換等を通じて、相談支援事業者間や関係機関とのネットワーク体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援するものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業（利用件数）	件/年	1	1	1	1	1	1

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

○これまでの実績を基に、成年後見制度利用支援事業を1件／年と設定しました。

○相談支援事業所等の関係機関と連携し、成年後見の支援を必要としている人が利用できるよう、利用支援事業の周知と利用促進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
成年後見制度法人後見 支援事業	－	有	有	有	有	有	有

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

○成年後見制度利用促進計画に基づき、法人後見人の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、視覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
手話通訳者の派遣件数	件/年	9	12	6	15	15	15
要約筆記者の派遣件数	件/年	0	0	0	5	5	5

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

○これまでの利用実績を基に、各年度における見込み量を20件／年と設定しました。

○必要に応じて手話通訳者等の派遣を行い、手話通訳等による支援を行うことにより、障がいのある人等との意思疎通の円滑化を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成するものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
手話奉仕員養成研修事 業（登録者数）	人/年	5	4	17	20	20	20

◆見込量算出の考え方及び見込量確保のための方策◆

- 3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 引き続き手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の養成に努めるとともにその充実を図っていきます。

(8) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	0	3	7	7	7
自立生活支援用具	件/年	3	0	4	12	12	12
在宅療養等支援用具	件/年	10	0	2	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	2	2	3	3	3
排せつ管理支援用具	件/年	728	698	819	820	820	820
住宅改修費	件/年	5	2	2	6	6	6

◆見込量算出の考え方及び見込量確保のための方策◆

- 3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 日常生活用具の利用に対する負担を軽減することで日常生活の便宜を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

障がいのある人等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業です。

①地域活動支援センター事業（Ⅱ型）

単位	第6期実績	第7期見込量					
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
利用者数	人/月	2	2	2	2	2	2

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

- 地域活動支援センター事業は2か所設置しています。各年度の利用者数については、3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 各機能を備えた地域活動支援センターを通じて、創作的活動又は生産活動等の機会及び各種機能訓練を提供するとともに、社会との交流の促進や地域生活支援の促進を図ります。

(10) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。

単位	第6期実績	第7期見込量					
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
移動支援事業	人	4	4	6	7	7	7
個別支援型	時間	185	312	341	370	370	370
移動支援事業	人	0	0	0	1	1	1
複数支援型	時間	0	0	0	120	120	120

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

- 3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 福祉サービス事業者と連携し、制度の周知を図ります。

(11) その他の事業（任意事業）

①日中一時支援事業（施設利用分）

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする事業です。

単位	第6期実績			第7期見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
実施箇所数	箇所	4	5	4	6	6
利用者数	人/年	16	13	12	18	18

②日中一時支援事業（障がい児タイムケア分）

障がい児の休日等の活動の場を提供します。

単位	第6期実績			第7期見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1
利用者数	人/年	0	0	0	1	1

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

- 3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 事業内容の広報や周知に努め、利用促進を図ります。また、障がいの特性や状態に合わせた適切なサービス量が提供できるよう、福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

③訪問入浴サービス事業

訪問により在宅入浴サービスを提供し、身体に障がいのある人の清潔保持、心身機能の維持などを図るものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

- これまでの利用実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 訪問入浴の支援が必要な障がいのある人等に対し、制度の周知を図ります。

④自動車免許取得・自動車改造費助成事業

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
利用者数	件/年	2	0	2	2	2	2

◆見込量算出の考え方及び見込量確保の方策◆

- これまでの利用実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 自動車教習所や自動車メーカー等と連携しながら制度の周知を図ります。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進のために

障がいのある人の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉分野のみならず、地域・雇用・教育・医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠です。ハローワーク・特別支援学校・医療機関等の関係機関との連携を図り、地域ネットワークの強化に努めます。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域へ積極的に参加・貢献し、住民相互が人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合えるような地域共生社会の実現を目指し、各種施策の推進を図ります。

（1）連携・協力の推進

障がいがある人の地域生活への支援や就労支援を着実に推進するため、障がい福祉サービス事業者・関係機関・地域及び障がい者団体等との連携を深め、協力体制の構築に中核的な役割を果たす自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの構築に一層努めます。

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町との連携を図るとともに、国、県の役割に関して必要な要望を行うなど、適切な役割分担や情報交換を通じて関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

（2）広報・啓発の推進

障がいの有無にかかわらず、市民がともに暮らす地域の実現のために、障がいについての正しい理解を深める必要があります。障がいや障がいのある人に対する理解と正しい知識の普及に向け、障害者総合支援法や障害者差別解消法等の普及啓発に努めるとともに、「ノーマライゼーション」の理念の定着を図ります。

また、本計画に基づく事業・施策を推進するため、市のホームページや広報誌等を通じて広く周知を図るとともに、必要とする障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう取り組みを進めます。今後も、サービス内容や利用手続きなどの情報について分かりやすいパンフレットの作成、事業所や民生委員・児童委員などの関係機関との連携により周知を図ります。

2. 推進体制の整備

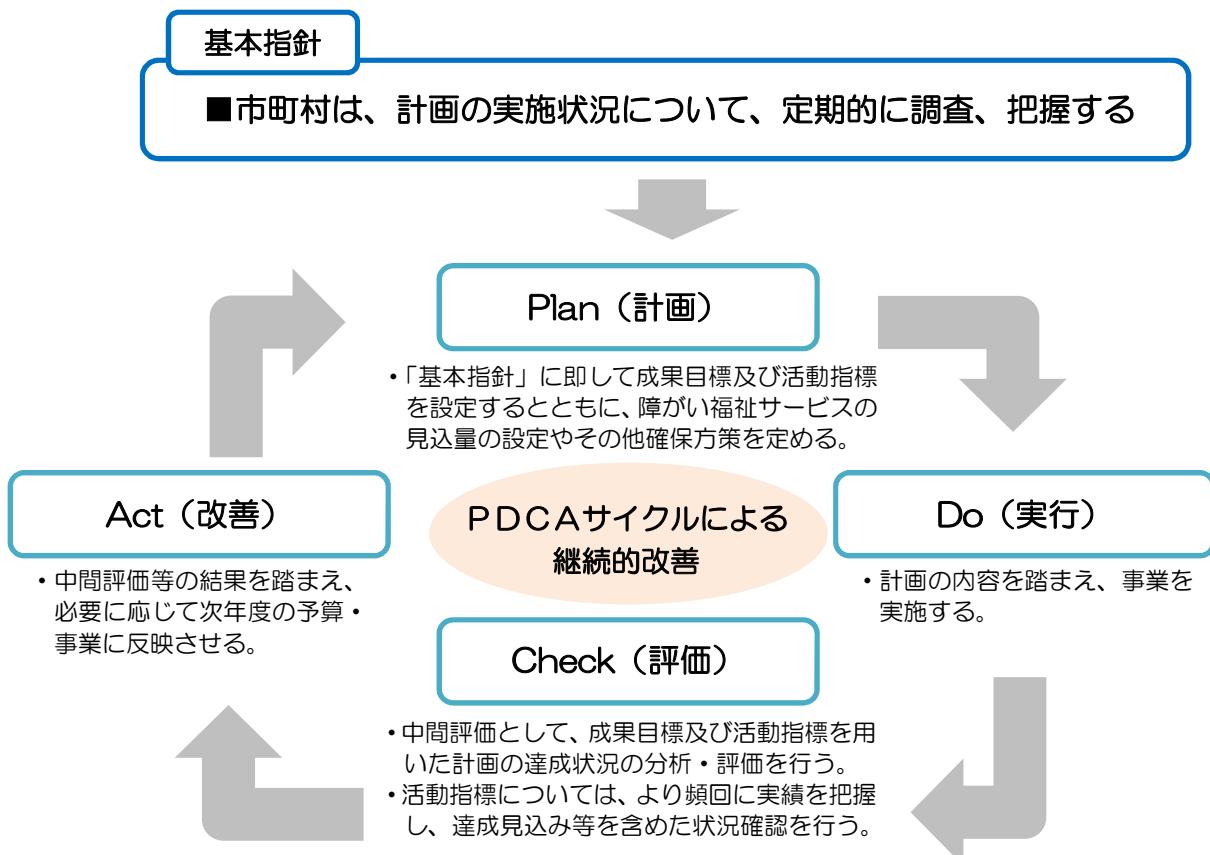
本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

（1）計画の達成状況の進行管理

各目標値、サービスの見込量については、実績を把握し、障がい者（児）施策や関連施策の動向も踏まえながら障がい福祉計画、障がい児福祉計画の分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。

（2）庁内推進体制の整備

関係各課との連携をさらに強化し、この計画を確実に実施していくために、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう研修会等の開催により、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。



資料編

1. 阿久根市障がい福祉計画等策定委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	団体・組織等	役職	備考
1	長谷川 勉	阿久根市身体障害者福祉協議会	副会長	
2	的場 耕一	阿久根市手をつなぐ育成会	副会長	
3	前田 明美	出水郡医師会広域医療センター	社会福祉士	
4	今村 英幸	阿久根市社会福祉協議会	事務局長	
5	井上 浩一	阿久根市民生委員児童委員協議会	会長	
6	奥 政治	出水特別支援学校	校長	
7	渡邊 正一	出水公共職業安定所	所長	
8	原 一徳	障害者支援施設 あいわの里支援センター	施設長	
9	上松 直幸	デイハウスふたば	施設長	
10	折橋 潤弥	阿久根市子ども発達支援センター こじか	職員	
11	遠矢 美琴	阿久根市子ども発達支援センター こじか	保護者役員	

2. 用語集

あ行	
アクセシビリティ	高齢の人や障がいのある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。
インクルーシブ教育	障がいのある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。
た行	
聴覚障害者用通信装置	一般的の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等による通信が可能な機器であり、障がいのある人が容易に使用し得るもの。
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳機能付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がいのある人が容易に使用し得るもの。
な行	
日常生活用具	聴覚障害者用通信装置※や聴覚障害者用情報受信装置※などの道具。
任意事業	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法により市町村に実施が義務付けられている事業のほか、市町村の判断により行う選択事業。
ノーマライゼーション	障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念。
は行	
必須事業	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法により、市町村に実施が義務付けられている事業。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、住民の相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進のための活動を行う。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の児童及び妊産婦の生活や環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関する援助・指導などの活動も行う。
や行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）のこと。
ら行	
ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期などに区切った、それぞれの段階。進学や就職、結婚、出産、退職など生活の節目に着目した生活様式のとらえ方。

阿久根市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月：令和●年●月

発行者：阿久根市

編集：福祉課

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

電話 0996-73-1240 FAX 0996-73-0297